

日印共同研究会報告書

2006年6月

序文

1．マンモハン・シン・インド共和国首相と小泉純一郎日本国総理は、2004年11月、両国の経済関係を強化するための勧告を与えるために、日印共同研究会を設置することで合意した。

2．2005年4月、日本の総理がインド訪問の際に、両国首脳は、共同研究会に、両国間のモノの貿易、サービス貿易、投資フロー、経済関係のその他の分野の包括的拡大のために求められる方策に焦点をあてて、その発足後1年以内に報告書を提出するよう命じた。また、共同研究会は、日印経済連携協定を含め、自由化され、より高い水準の経済連携枠組に前進する可能性を検討することを任務とした。

3．共同研究会は、政府関係者、産業界及び学会の代表から構成され、4回の会合 - 第1回会合は2005年7月にニューデリーにて、第2回会合は2005年11月に東京にて、第3回会合は2006年2月にニューデリーにて、第4回そして最終会合は2006年6月に東京にて - を開催した。これらの会合の間、徹底的な意見交換によって補足されつつ、幅広い分野と課題について議論が行われた。

4．これらの詳細な協議と研究の結果、共同研究会は、日印経済関係の更なる発展及び多様化のための大きな未開発の潜在性があることを結論づけた。二国間経済・商業関係の包括的拡大という目的をもって、共同研究会は、モノの貿易、サービス貿易、投資、経済パートナーシップを促進するための日本のODAの役割、経済協力のその他の分野を含みつつ、多くの勧告を行っている。また、共同研究会は、インドと日本が、経済連携協定または包括的経済パートナーシップ協定を合理的期間内に作り上げるための政府間交渉を立ち上げるべきと勧告している。

5．われわれ共同研究会の共同議長は、これにより、インドと日本の首相に、両首相の考慮のため、報告書を提出する

アショク・ジャー
次官
財務省経済局
インド政府

藪中三十二
外務審議官
外務省
日本政府

インド側参加者リスト

アショク・K・ジャー - 代表
財務省次官（経済担当）

アショク・K・カンター - 代表代理
外務省東アジア局長

K・P・クリシュナン
財務省二国間協力局長

M・F・ファルーキ
財務省二国間協力局長

ラフル・クーラル
商工省商業局局長

アヌブ K・タクール
在京インド大使館公使

ディネーシュ シャルマ
商工省商業局局長

ウメシュ クマール
商工省工業政策・促進局局長

R・C・ジャムタニ
計画委員会顧問（工業）

アンジャン・ロイ
インド商工会議所連合事務局長

ジャヤンタ・ロイ
インド工業連盟首席コンサルタント

ナゲシュ・クマール
非同盟・開発途上国調査情報システム調査情報システム所長

スマン・K・ベリー
国立応用経済研究所所長

アルジュン アスラニ
元駐日本インド大使

ブラシャント
財務省経済局課長

P. ハリーシュ
外務省東アジア課長

C. ラジャセーカー
外務省東アジア課長

M. ナガラジュ
財務省経済局課長代理

日本側参加者リスト

1. 政府

< 外務省 >

藪中 三十二 - 代表
外務審議官

佐々江 賢一郎 - 代表代理
アジア大洋州局長

兒玉 和夫
大臣官房審議官（アジア大洋州局担当）

高田 稔久
大臣官房審議官（アジア大洋州局担当）

柳 秀直
在インド大使館公使

菊田 豊
南西アジア課長

清水信介
南西アジア課長

< 財務省 >

坂口 勝一
大臣官房参事官（関税局担当）

< 農林水産省 >

増田 敏明
大臣官房参事官（環境・国際担当）

原口 和夫
大臣官房参事官（環境・国際担当）

< 經濟産業省 >

桑原 哲

大臣官房審議官（二国間協力担当）

永塚 誠一

通商政策局通商交渉官

2 . 学会

小島 眞

拓殖大学国際開発学部教授

近藤 正規

I C U 国際関係学科助教授

首藤 久人

筑波大学大学院生命環境科学研究科講師

3 . 産業界

新田 勇

日印経済委員会（東芝社友）

浅見 唯弘

国際通貨研究所専務理事

岡部 聰

日印経済委員会（トヨタ自動車専務取締役）

小林 寛史

全中農政部W T O ・ E P A 対策室次長

斎藤 壽典

大日本水産会常務理事

目次

第1章 日印経済・商業関係の概要

第2章 モノの貿易

第3章 サービス貿易

第4章 投資

第5章 経済パートナーシップの強化における日本のODAの役割

第6章 経済協力のその他の分野

第7章 将来の経済パートナーシップのための枠組

第1章：日印経済・商業関係の概要

1．日印経済関係強化の意義

(1) 日印をアジアの繁栄の原動力に

1.1．現在アジアは世界のパワーセンターとして大きく台頭しつつある。マンモハン・シン印首相が提唱した、日本、インド、ASEAN、中国、韓国から成る所謂「繁栄の弧」は、世界所得の約3割を占め、また、アジアではFTA/EPAなどの経済連携強化の動きが見られる。アジアでは新たなダイナミズムが大きく進展しており、2005年12月には、地域協力を戦略的な観点から議論する第1回東アジア首脳会議が開催された。

1.2．日本とインドは、民主主義、人権、市場経済などの価値観や戦略的利益を共有するアジアの責任ある主要国である。また、経済規模においても、日本はGDP世界第2位、インドは同世界第10位、特にインドは今後も長期にわたって高成長率を持続していく見通しであり、経済大国への展望が開かれつつある。こうした中、両国は、アジアの一層の繁栄の原動力となることが期待される。

1.3．日本とインドは、悠久の長きにわたる交流の歴史を基盤として、現代においても友好関係を発展させてきた。21世紀の幕開けにあたり、両国はこれまで培ってきた友好協力関係を更に発展させるべく、2000年8月に「日印グローバル・パートナーシップ」に合意した。さらに、日印グローバル・パートナーシップの意義の一層の高まりとアジアで進展しつつある新たな変革のうねりを踏まえ、2005年小泉総理のインド訪問の機会に共同声明「アジア新時代の日印パートナーシップ」を発出し、日印グローバル・パートナーシップに新たな戦略的焦点を与え、アジアの責任ある主要国として、伝統的な二国間関係から、アジアにおける安全保障、安定及び繁栄を推進し、国際的な平和と衡平な発展を前進させる関係に進めること、東アジア・コミュニティの考えを促進するために協力を約束することを表明した。

1.4．しかしながら、両国の経済関係の現状は、その期待される役割に比し、その潜在性を十分に活かしきっていない。日印共同研究会(JSG)は、日印経済関係が有する潜在性を最大限発揮し、アジアの繁栄の原動力となるための具体的方策を研究することが求められた。この報告書では、両国の様々な状況

を勘案しつつ、日印経済関係強化のための検討すべき措置、潜在性のある分野・品目等について広範に提示する。

(2) 日印経済の相互補完性

1.5. 日本は、資本力、技術力、商品開発力に強みを有する。インドは、約11億人の巨大市場及び良質かつ大規模な労働人口を有し、また、購買力を有する約2億人の中間層が出現し、さらに、情報技術（IT）、バイオ等新たな分野における技術力も有する。

1.6. 急成長を続けているインドのIT産業は、これまでのソフトウェア輸出に加え、ハードウェア分野への産業構造拡大のためにも、同分野に強みを有する日本企業の進出に期待している。また、日本の高齢化社会の進展とインドの若年人口の多さといった人口動態の違いにも、日印経済関係に補完性がみられる。双方がともに利益を得る協力関係を発展させることが可能である。

(3) 日印両国の改革を更に推進

1.7. 更なる経済成長の鍵を握るのは改革である。小泉総理は郵政民営化、金融改革、構造改革特区等に、シン首相は外資規制緩和、インフラ整備、農村開発、税制改正等に積極的に取り組んでいる。日印経済関係の障害を取り除き、更なる緊密化を図ることは、両国国内の改革を一層促進し、雇用創出にも貢献する。

1.8. 日印経済関係の強化にあたっては、貿易・投資の拡大とともに、技術移転やビジネスカルチャーの相互理解の促進が期待される。また、人的交流、学术交流、IT、科学技術協力、環境・エネルギー協力等、幅広い分野での交流、協力関係を強化していくべきである。JSGは、日印共同声明で述べられているとおり、モノ・サービスの貿易、投資、その他の経済関係の包括的拡大のために求められる方策に焦点をあてることを任務とした。

2. 両国経済事情（国内経済現状、対外経済政策）

(1) 日本

(イ) 日本経済現状

1.9. 景気は、長い停滞の後、緩やかに回復している。現在の回復局面は、IT関連の調整の進展、輸出の持ち直しを受けた財政出動によらない民間主導のものであり、不良債権処理目標が達成されたこと等からも、バブル崩壊後の長期低迷は既に脱したと言える。政府経済見通しでは、2006年度の実質成長率は1.9%の見通し。しかしながら、90年代後半以降財政が悪化しており、国の長期債務残高はGDP比約151%（605兆円。2006年度見込み）となる見込みが示すように、財政構造改革が課題である。

1.10. 小泉内閣は、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との方針の下、民間の活力と地方のやる気を引き出すため、金融・税制・規制・歳出の各般にわたる構造改革を推進し、デフレ克服、経済活性化を目指している。2006年度までの構造改革のための重要強化期間には、(1)「小さくて効率的な政府」をつくること、(2) 少子高齢化とグローバル化を乗り切る基盤をつくること、(3) デフレを克服し、民需主導の経済成長をより確実なものとする、の3つの課題を特に重視し、構造改革を加速していく。

(ロ) 対外経済政策

1.11. 日本は、WTOを中心とする多角的自由貿易体制を補完する取組としてEPA交渉を推進している。その観点から、WTO協定に整合的なEPAの実現を目指して交渉を進めるとともに、関税の撤廃・削減を内容とする従来の二国間FTAを中核としつつ、モノやサービスの貿易のみならず、投資、知的財産、競争、ビジネス環境整備等の分野を含む包括的な経済連携の強化を目指してEPAを推進している。

1.12. 特に、日本は相互依存関係の深いアジア諸国との経済連携強化に取り組んでいく考えであり、貿易・投資等の拡大のみならず、様々な分野における共通のルール作りや人の移動の円滑化等を通じて、アジア地域全体の競争力強化と発展を目指している。

(2) インド

(イ) 印経済現状

1.13. インドは、91年経済自由化以降、年平均約6%の経済成長を達成している。経済成長は、過去数年間では8-9%とさらに加速している。特に、IT産業は、ソフトウェア・サービスの輸出が過去10年間で約40倍の伸び

を達成する等、急速に拡大している。さらに第1次産業のシェアを第2次産業が抜き、安定的な経済成長を実現する経済構造が実現しつつある。

1.14. 農村・貧困・雇用対策の重要性を踏まえ、インドのシン首相は「雇用を伴った経済成長」を掲げ、年率8 - 10%の経済成長を雇用を伴う形で実現することを表明した。「人間の顔を持った経済改革」を目指しつつ、各分野で外資規制緩和を着実に実施してきている。その一方、経済成長の制約要因も顕在化しつつあり、特にインフラについて、インド政府は「今後数年でインフラ部門に1500億ドルの投資が必要」としている。巨大なインフラのニーズを公的資金の投入を契機とし、民間投資でカバーしていく必要がある。

(ロ) 対外経済政策

1.15. インドは、1994年に「ルック・イースト政策」を掲げ、ASEANを含むアジア諸国との関係強化にも尽力している。インドは、タイとの間でFTA枠組協定に、シンガポールとの間で包括経済協力協定(CECA)に署名済みであり、既にアーリーハーベスト措置を実施している。また、インドは、外国直接投資を保護する観点から、既に二国間投資保護協定を48カ国と締結しており、さらに30カ国と同協定を交渉中である。

3. 経済関係現状

(1) 貿易

1.16. 日印貿易総額は、2002年から増加傾向にあり、2005年は約68億ドルになっているものの、お互いの経済力、潜在性に見合ったものになっていない。日本は、インドの輸出相手国として第10位(シェア2.5%)、輸入相手国として第10位(2.8%)、またインドは、日本の輸出相手国として第26位(0.5%)、輸入相手国として第29位(0.6%)であり、日印相互の貿易シェア、相対的重要性が低下している。2005年の他の比較可能な主要経済国間の貿易を見れば、日中が1894億ドル、印米が200億ドルであり、日印貿易を更に拡大させる余地は充分にある。

1.17. インドの対日輸出は、最近では、ソフトウェア・サービス輸出が飛躍的に増加しており、2004年一年間で60%拡大したものの、宝石、海産物、鉄鉱石等の品目が伝統的に輸出の中心である構造に変化はなく、貿易構造の多様化が課題である。対日輸入では自動車部品等の工業品が依然として多い。

インドが他国と貿易量を増加させている分野を研究し、例えば、IT、医薬品、繊維製品等で貿易額増加の余地がないか検討すべきである。こうした現状にかんがみれば、貿易構造の多様化が課題である。

(2) 投資

1.18. 日本の対印直接投資額は、91年以来、累積約20.1億ドルでインドから見て第3位であるが、インドの投資先としての潜在性、日本の経済規模に照らせば、現状は必ずしも満足いくものではない。また、日本の対印投資は、機械類、輸送機器等に特化しており、また今後予定される投資についても、既に進出している企業の追加投資が大半であることから、電気・電子、鉄鋼、インフラ、医薬品、都市開発等、投資分野の多様化が期待される。ただし、ここ数年でインドへの日系進出企業数は急速に拡大しており、現在では約300社が進出している。JETROの調査によれば、インド進出日本企業の2004年営業利益では約75%が黒字を計上しており、また、2005年営業利益見通しについても、インド国内での売り上げ増加を主因とし7割近くの企業が「改善」見込みであり、同調査でインドがアジアの第1位にランクされている。またJBICの調査によれば、インドは、中期的な有望事業展開先国として、中国、タイに次いで第3位、長期的には中国に次いで第2位に位置づけられており、将来が期待される。

1.19. 日本側は従来より、更なる対印投資の拡大と多様化のため、インドにおけるインフラ整備、小売業等更なる外資規制緩和、投資認可手続きの透明化・簡素化、労働法見直し等の投資環境整備を求めてきた。インド側は、外資規制緩和を着実に進める一方、内外の企業が平等の条件で活動し、ビジネス機会を活かすことを期待している。他国の企業で、大規模投資を実現するものも現れている。こうした中、日本企業の投資の潜在性がある分野を洗い出す作業が有益であろう。

1.20. 日本のODAはインドのインフラ整備や技術力の向上に大きな役割を果たしてきている。日本はインドに対する最大の二国間ドナーであり、2003年度から2005年度にかけて、インドは円借款の最大の受取国となっている。デリーメトロは、円滑かつ安全な施行を可能とした実施体制の導入等が評価された「ベストプラクティス」案件であることから日印友好の象徴案件とされており、このような高いビジビリティを有する案件の発掘が今後望まれる。他方、インドにおいては、東アジア諸国と比べてインフラ分野における日

本企業の投資増加が低調であり、ODAによるインフラ整備を通じて投資環境を向上させることも重視すべきである。

1.21. 日本における印系企業進出、ビジネス状況は、IT大手企業を中心に、日本への進出が見られるが、潜在性を活かしたものとはなっていない。日本は、対日投資を構造改革の基本と位置づけ、2001年から5年間で対日投資倍増を目指している。投資総合案内窓口(Invest Japan)の設置等、対日投資促進プログラムを着実に実施しており、インドからの更なる対日投資を支援していく方針である。

(3) その他協力

1.22. 日印行動計画に記載された「科学技術イニシアティブ」の下、2005年11月に第7回日印科学技術合同委員会を開催され、バイオ、ナノテク、代替エネルギー、ロボット工学等について日印間での協力可能性を追求していくことが決定された。

1.23. 日印は、アジアの代表的なエネルギーの消費国であり、エネルギー資源の安定供給確保と省エネルギーの推進及びエネルギー効率化の向上は両国の経済発展にも直結する重要な政策課題である。2005年9月に、日本の経済産業大臣とインドの石油・天然ガス大臣との間で、包括的なエネルギー協力を合意し、共同声明が署名されたところであり、日印間のエネルギー分野での関係強化が図られることが期待される。資源エネルギー庁長官と石油担当次官が2005年9月の終わりに会合を行った。

1.24. 温室効果ガス削減の取組として、日本が国連に登録した初のクリーン開発メカニズム(CDM)事業はインドにおける共同プロジェクトであった。日本とインドの第2、第3のCDM共同事業が誕生することが期待される。

1.25. 日印経済関係強化を図る上で、言葉の壁が一つの障害になっている。小泉総理訪印時、印政府は、5年間で日本語学習者数を3万人に増加する計画を表明し、また来年度から中等教育において日本語を外国語正規選択科目に採用することを決定した。日本政府としても、JOCV日本語隊員派遣、国際交流基金プログラムを通じて、この計画を強力に支援していく考えであり、日系進出企業の活動や印企業の日本進出等に貢献することが期待される。また、日印双方の留学生の数が増加することが望ましい。例えば、2004年の日本へ

の留学者数は、インドから410名、中国から80,592名となっている。日本における英語教育強化及び地域の国際化の更なる促進のため、日本政府は対インドJETプログラムを増加した。質の高いインド人英語教師が多数日本に派遣されるよう、インド側の協力が期待される。

1.26. インドは仏教発祥の地であって日本人にも馴染みの深い仏教遺跡のほか、有名な世界遺産が数多く存在しており、インドの観光開発は日印協力の潜在性の高い分野である。我が国はODAを通じて、こうした遺跡の保全及び観光開発にも協力している。こうした支援が誘い水となって日印間の観光協力が促進され、日印双方の観光産業の振興にも繋がることが期待される。

(4) 多角的貿易体制

1.27. 現在行われているWTO貿易交渉(ドーハ・ラウンド)に関し、多角的貿易体制によって多大な利益を得ている両国にとって、早期の交渉妥結が両国のみならず世界全体に裨益することを認識し、最終合意に向け作業を行っていくことが重要である。

4. 将来

1.28. 日印経済関係は既に緊密化の兆しがあり、この傾向を確実なものとして、更に加速化していくことが重要である。特に、貿易・投資構造の多様化が課題であり、JSGは、日印経済関係強化のため、両国に存在する現実を考慮しつつ、検討すべき措置、潜在性のある分野・品目等を提示していくことが任務である。

1.29. 日印経済関係強化のためには、貿易、投資分野のみならず、IT・科学技術、エネルギー・環境、人的交流等、幅広い分野での包括的な協力関係を強化していくことが重要である。

第2章 モノの貿易

日本とインドによるモノの世界貿易

2.1. モノの貿易は、如何なる二つの社会の経済に関する協力においても中心をなすものである。日本は世界の主要な貿易大国の一つである一方、インドも一貫した貿易の自由化政策により、国内経済における貿易の重要性が着実に高まっている。しかしながら、日印間の貿易は停滞している。日印共同研究会（JSG）は、多くの時間を費やし、こうした状況が生じている理由を理解し、実践的で実行可能な解決方法と提案を見出すべく努めた。

2.2. 総体的な見方として、両国の輸出品バスケットの内容を多様化させることのできる方策が追求されてきた。輸出品バスケット内容の多様化においては、両国の互いの貿易を形成するダイナミックな要素を考慮する必要がある。日本の場合には、他のアジア諸国 それらの国のいくつかとインドは現在特惠貿易協定を結ぼうとしている に対する大規模な直接投資により、日印間の貿易が他のアジア諸国に拠点を置く日本企業からの輸出により代替されてしまい、結果として潜在的なもしくは現在ある日印間の貿易が浸食されてしまう可能性がある。同様にインド側にとっても、他の国による日本市場への特惠的なアクセスにより、インドからの潜在的なもしくは現在ある輸出が閉め出されてしまう可能性がある。

2.3. 長期的には投資が貿易を促進することは間違いないと考えられる一方で、事前の活発な貿易関係がない状況で投資が活発化するとは考えにくい。したがって、日印JSGは、両国の首相によって与えられた政治的委任に応えるために、両国経済の制約を検証するに当たって大胆に臨み、両国間の貿易の潜在力を完全に実現する必要があると考えた。

2.4. 2004年に5,650億米ドルの輸出を行った日本は、世界の商品輸出において第4位にランク付けされている。これは、2002年までの比較的停滞していた時期の後に達成されたものである。米国、中国、韓国が日本の輸出入総額の約45%を占めており、最も重要な貿易相手国となっている。表1は、インドとの貿易も着実に増加してきていることを示している。一方、EU、米国、中国、UAE、スイス、韓国がインドの最も重要な貿易相手国となっている。

2.5. 全般的に両国における貿易は多国間の規律の下で行われており、両国はルールに則った多国間貿易体制の強化にコミットしている。しかしながら、他の貿易ブロックによって特恵的・二国間協定を結ぶ手段が採られることが増加してきていることから、インドと日本両国は、近年、市場アクセスの維持と国内経済における競争力増大を目的に同様の協定を締結し始めた。1997年の金融危機をきっかけに、アジアの域内経済統合をさらに進めていくことの重要性に対する認識が高まってきており、「アジア債券市場イニシアティブ」のような試験的な取組がなされるようになってきている。インドと日本は共に東アジア共同体の建設に向けて協力することに合意しており、東アジア・サミットでは、アジアの域内経済統合の促進に向けて、協力を行った。

表1. 世界における商品貿易：インドと日本

| 年 | 日本 | | | インド | | |
|------|-------|-----|------|-----|----|-----|
| | 輸出 | 輸入 | 総額 | 輸出 | 輸入 | 総額 |
| | 十億米ドル | | | | | |
| 1995 | 443 | 336 | 779 | 30 | 35 | 65 |
| 2000 | 478 | 380 | 858 | 43 | 50 | 93 |
| 2001 | 403 | 349 | 752 | 45 | 58 | 103 |
| 2002 | 417 | 337 | 754 | 51 | 65 | 116 |
| 2003 | 472 | 383 | 855 | 56 | 71 | 127 |
| 2004 | 565 | 455 | 1020 | 73 | 95 | 168 |

出典：1. Direction of Trade Statistics Year Book 2003, IMF. 2. UNCTAD Handbook of Statistics, 2004. 3. World Trade Report, 2005, WTO

二国間貿易の動向、パターン、潜在力

2.6. インドと日本はかつて、活発な貿易関係を享受していたことがある。しかしながら最近の10年間においては、インドの貿易体制が着実に自由化されてきたにもかかわらず、日印貿易は停滞し、減少する傾向さえ見られた。表2からも明らかなように、二国間貿易の総額は、1997-98年の40.4億米ドルから2002-03年の37億米ドルに減少した。一方で、最近2年間は停滞の傾向が逆転し、貿易総額は2003-04年には18%増大、2004-05年には14%増大し、ほぼ50億米ドルに達している。貿易バランスは全般的に日本に有利な形であり、黒字額は2004-05年において10

億米ドルを超えている。

2.7. インドの輸出総額に占める日本のシェアは、1990年の9.3%から2004年の2.5%へと減少し、インドの輸入総額に占める日本のシェアは、1990年の7.5%から2004年の2.8%へと減少してきている。日本の世界貿易に占めるインドのシェアは、0.5%にも満たない。二国間貿易の減少により、1997年までインドにとって第3番目に重要な輸出先であった日本は、2004年には第10番目に低下している。日印貿易の停滞は、インドと中国や韓国などの他の東アジアの国々並びにASEAN諸国との貿易が活発化してきているのと非常に対照的な状況となっている。他のアジア市場に対するインドの輸出の増加の基盤となっているのは、製品の着実な多様化である。

表2 A . インドの日本との貿易

(百万米ドル単位、成長率)

| | 1997/98 | 1998/99 | 1999/00 | 2000/01 | 2001/02 | 2002/03 | 2003/04 | 2004/05P |
|--------|-------------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|
| 印対日輸出 | 1898 -5% | 1652 -13% | 1683 2% | 1779 6% | 1510 -15% | 1864 23% | 1709 -8% | 1973 16% |
| 印対日輸入 | 2144 -2% | 2466 15% | 2536 3% | 1833 -28% | 2146 17% | 1836 -14% | 2668 45% | 3006 13% |
| 総額 | 4042 -3% | 4118 2% | 4219 2% | 3612 -14% | 3656 1% | 3700 1% | 4377 18% | 4984 14% |
| 貿易バランス | -246 | -814 | -853 | -54 | -636 | 28 | -959 | -1028 |

出典：インド商業省、DGCI Sに基づく。

表 2 B . 日本のインドとの貿易

(百万円単位、成長率)

| | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|-------------|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 日本 対印輸出額 | 314405 17% | 275572 -12% | 267940 -3% | 233717 -13% | 233872 0% | 276339 18% | 329081 19% | 388228 18% |
| 日本 対印輸入額 | 284798 -12% | 255773 -10% | 284200 11% | 269299 -5% | 261997 -3% | 252132 -4% | 282590 12% | 352402 25% |
| 総額 | 599203 2% | 531345 -11% | 552140 4% | 503016 -9% | 495869 -1% | 528471 7% | 611671 16% | 740630 21% |
| 貿易バランス | 29607 | 19799 | -16260 | -35582 | -28125 | 24207 | 46491 | 35826 |

出典：日本財務省

2.8. 日印二国間貿易は、インドの輸出品の多くが原材料と鉱物で占められ、日本の輸出品の多くが資本・知識集約的な工業品で占められているように、対象となる産品の種類が少なく、非常に偏っている。インドから日本への輸出総額の60%を構成する印対日輸出上位5品目は、宝石類・貴金属類・装身具等(25%のシェア)、海産物(13%)、鉄鉱石(12%)、綿糸・織物等(6%)、石油製品(4%)となっている。一方、電子機器、電子機器以外の機械、輸送機器が日本からインドへの輸入品の約半分を占めている。これらは、最近数年間一貫して日本からの輸入の上位品目に位置づけられている。

表 3 . インドの日本への主要輸出品目 (2 0 0 4 - 2 0 0 5)

| S.No. | 品目 | 百万米ドル単位 | 対日輸出総額に占める割合 (%) |
|-------|---------------|---------|------------------|
| 1. | 宝石類・貴金属類・装身具等 | 500 | 25 |
| 2. | 海産物 | 254 | 13 |
| 3. | 鉄鉱石 | 234 | 12 |
| 4. | 綿糸・織物等 | 121 | 6 |
| 5. | 石油製品 | 84 | 4 |

インドの日本からの主要輸入品目 (2 0 0 4 - 0 5)

| S.No. | 品目 | 百万米ドル単位 | 対日輸入総額に占める割合 (%) |
|-------|----|---------|------------------|
|-------|----|---------|------------------|

| | | | |
|----|-------------|-----|----|
| 1. | 機械（電子機器を除く） | 743 | 25 |
| 2. | 電子機器 | 397 | 13 |
| 3. | 輸送機器 | 269 | 9 |
| 4. | 鉄鋼 | 241 | 8 |
| 5. | 専門機器 | 255 | 8 |
| 6. | 有機化学品 | 174 | 6 |

出典：インド商業省、D G C I Sに基づく。

2.9. 上記に示した二国間貿易の量並びに構成内容における停滞は少なくとも部分的に日本の海外直接投資（FDI）の規模と種類によって説明される。中国、韓国、タイ、シンガポールなどのアジア諸国における投資と異なり、インドに対する日本の投資は、第一義的にインドの国内市場への供給を目的としたものに集中しているように見受けられる。上記に挙げた4カ国は日本のFDIの相当な部分を占めており、また日本のアジアからの輸入の相当な部分を占めている。これらの問題の詳細については投資に関する章において扱うが、日本の投資家の認識として、日本の市場への供給を考える際には、特に距離がより離れていること、輸送インフラが相対的に未整備であることを考慮すると、インドの相対的な労働費用が他の競争相手国と比べて高いと感じられていることをここで指摘することができよう。

モノの貿易を促進する機会

2.10. インドと日本の経済は相互に高い補完性を持っている。日本は比較的労働力が少なく、資本が豊富である。インドの要素賦存は、その逆である。こうした補完性は活発で有益な貿易機会を提供するはずである。重力モデルを用いたインド側の調査では、両国の経済規模とその他の関連要因を考慮すると、印日間貿易は140億米ドルの潜在力を持つと予測している¹。

2.11. 他の市場における輸出パフォーマンスが示すように、インドの生産構造と輸出基盤は最近10年間に劇的に変化した。したがって、現在伝統的な「垂直」貿易（産業間貿易）から「水平」貿易（産業内貿易）へと移行する機会が到来している。日本の投資の促進とインドの継続的な貿易の自由化の組み合わせによって、この機会は十分に活用されうる。このような構造の変化は、

¹ 重力モデルは、二国間の貿易規模をそれらの国の経済規模と互いの要素間の差の関数として説明する。

資本財、部品や関連加工品、化学薬品や非有機・有機化学品、自動車部品などのような付加価値のついた製造品などの、二国間貿易量の増大につながりうるものである。

通商政策

2.12. インドの2004年における平均実行税率はすべての物品については29.1%、非農産品については27.9%であった。これらの実行税率は低下してきているものの、中国やタイなど他のアジアの開発途上国に比べ、依然として高い水準となっている。インドは公式的に実行税率の更なる削減にコミットしており、同時にドーハ交渉ラウンドにおいては譲許税率の引き下げに向けて交渉をしている。インドの平均譲許税率はすべての物品について49.8%、非農産品について34.3%となっている。これらの譲許税率も、中国やタイに比べ高くなっている(表4参照)。こうした相対的に高い関税率 特に、機械や部品については、日本のインドへのFDIが、他のアジア諸国へのFDIに比べて抑制される要因となっていると考えられる(表5参照)。

2.13. 日本の2004年における平均実行税率は、すべての物品については3.1%、非農産品については2.5%であった。しかしながら、これらの平均値はある種の労働集約的な物品や他の物品に適用される高いタリフ・ピークを見えなくしている。日本のタリフラインの10%近くが15%以上のピークタリフを課されている。インド側は、日本において高い関税率が課されている商品の中に、インドが比較優位を持つ多くの商品が含まれていると感じている。表6は、インドが潜在的に日本に輸出できる商品のいくつかを示している。

表4. インド、中国、タイ、日本の譲許税率並びに実行税率

| | インド 全物品 / 農産品 / 非農産品 | 中国 全物品 / 農産品 / 非農産品 | タイ 全物品 / 農産品 / 非農産品 | 日本 全物品 / 農産品 / 非農産品 |
|----------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 譲許範囲 | 73.8 / 100.0 / 69.8 | 100.0 / 100.0 / 100.0 | 74.7 / 100.0 / 70.9 | 99.6 / 100.0 / 99.5 |
| 単純平均 (WTO 最終譲許税率) | 49.8 / 114.5 / 34.3 | 10.0 / 15.8 / 9.1 | 25.7 / N.A. / 24.2 | 2.9 / 6.9 / 2.3 |

| | | | | |
|--------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------|
| 単純平均 (MFN 実行税率) | 29.1 / 37.4 / 27.9 (2004) | 10.4 / 16.2 / 9.5 (2004) | 15.4 / 29.6 / 13.3 (2003) | 3.1 / 7.3 / 2.5 (2004) |
|--------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------|

(WTO WTR2005)

表5 . 特定品目に対するインドの関税

| 生産品内容 | インド(実行税率 / 譲許税率) |
|-----------------|------------------------------|
| 非農産品 | |
| 機械 (電子機器) | 15 / 40 |
| 電子機器 | 15 / 40 |
| 輸送機器 (鉄道以外) と部品 | 15 / 40 (CBU 乗用車と二輪車は譲許税率なし) |
| 鉄鋼 | 15 / 40 |
| 光学機器 | 15 / 40 (いくつかの品目は譲許税率なし) |
| 有機化学品 | 15 / 40 |
| プラスチック | 15 / 40 |
| 鉄鋼製品 | 15 / 40 (いくつかの品目について譲許税率なし) |
| 写真機 / 映写機 | 15 / 40 |
| ゴム | 15 / 40 |

出典 : Custom Tariff (Arun Goyal: 2005-06), ABS

表6 . ウルグアイ・ラウンド後の特定品目に関する関税

| 生産品目 | 関税率 | |
|------------------|--------|------------------------|
| | インド | 日本 |
| 農産物 | | |
| 牛乳 (脂肪分 3 % 超)*1 | 30% | 21.3%-21.3%+114 円/kg |
| 粉乳 (加糖・無糖) | 60% | 0%-29.8%+396 円/kg |
| ヨーグルト・バター | 30% | 21.3%-29.8%+1,159 円/kg |
| 穀類とその調整品 | 0-100% | 0%-375 円/kg |
| 殻なし落花生 | 100% | 10%-617 円/kg |
| 甘しや糖 (粗糖・精製糖) | 100% | 35.3-103.1 円/kg |

| | | |
|-------------------------------|------|-------------------------------------|
| ぶどうジュース | 30% | 19.1-29.8% または 23 円/kg, いずれか大きい方 |
| コーヒー調整品*2 | 100% | 0-29.8%+1,159 円/kg |
| 茶調整品, エッセンス*2 | 100% | 8.0-29.8%+1,159 円/kg |
| 工業製品 | | |
| 乳幼児用衣類(メリヤス編み又はクロセ編みの合成繊維のもの) | 30% | 5.3-10.7% |
| 防水性の履物 | 30% | 6.7-27% |
| 革靴 | 30% | 21.6-30% または 4,300 円 いずれか高い方 |

出典：物品税と関税に関する中央審議会ホームページ

(<http://www.cbec.gov.in/>)、「日本の関税スケジュール2004」

注：*1 日本の関税については脂肪分が全重量の1%を超え6%以下のものを対象とする。*2 乳製品が占める割合が高い製品ほどより高い関税率が課されている。

2.14. 開発途上国に向けた日本の貿易政策のより包括的な評価として、日本が、特定の農産物や水産物についてインド（並びに他の開発途上国）に対して特惠関税制度（GSP）の下での税率優遇措置について認めていることが言及されるべきである²。特に、日本はインドから輸入する農産品（HS第1類～第24類）の90%程度についてGSP税率を認めている。日本は、また、GSPスキームの拡大に継続的な努力を行っている。例えば、2003年には、GSPが拡大され、農産物118品目が新たに加えられた。特惠は、特定の品目を例外とし、林産物及び鉱物品を含む全ての鉱工業品（HS第25類～第95類）に認められている。他のGSPスキームの例と同様、日本は特殊な状況下においてスキームに含まれる産品に対する特惠的な取扱いを停止する権利を留保している。特惠受益国から輸出される物品が特惠税率扱いの資格を得るためには、日本のGSPスキームの原産地基準においてその国の原産品として認められなければならない、輸送ルールに従って日本に輸送されなければならない。GSP関連の英語による情報は、www.mofa.go.jp/policy/economy/gsp/index.html から入手することができる。

² UNCTADの下で行われた政府間交渉において、1971年に特惠関税制度（GSP）の導入が採択された。GSPの導入により、ほとんどの先進国による特惠的関税扱いが、非互惠かつ無差別ベースで開発途上国の輸出品に認められることになり、最恵国待遇税率が削減又は撤廃される。日本のGSPの発効期間は、1971年8月1日から2011年3月31日までである。

2.15. JSGは以下の点を指摘する。

(1) 日本は食料品及び農産物の純輸入国であり、このような食料産品は日本の輸入の約12%を占めている。日本は世界で最大の食料純輸入国である。現在の自給率は40%に過ぎず、主要先進国の中でも最も低い水準となっている。インドは世界の大食料生産国の一つである。しかしながら、日本の農林水産物の輸入におけるインドのシェアはほんの僅かである。水産物を除けば、インドから日本への意味のある農産物輸入はない。

(2) インドのような開発途上国からのこうした産品の輸出の拡大は、日本も同意しているミレニアム開発目標の達成に貢献する。

(3) 「世界食料安全保障に関するローマ宣言」で強調された食料安全保障の重要性を認識し、日本政府は食料自給率を2015年までに45%に高めることを決定した。

(4) 日本政府は日本の農林水産物の輸出拡大に努力しており、2005年にはその輸出は前年度に比べ12.1%増加した。さらに、高い経済成長と日本の食品や料理に対する関心の高まりを背景に、こうした産品のインドへの輸出も増加してきている。

2.16. 日本側は、農林水産業及びセンシティブリティを持つその他の鉱工業品に関して、以下の立場を考慮することが必須であることを強調した。特に、貿易における農林水産物のセンシティブリティが十分に考慮される必要がある。

(1) 農林水産物に関する適切な貿易措置と共に、国内の農林水産業を食料生産の基礎として確かなものにしていくことが重要である。国土の保全、水資源の涵養、望ましい景観の増進など、農業の持つ多面的機能の重要性は留意する価値がある。

(2) 林業については、持続可能な森林経営の推進についての更なる活動が検討されるべきことに留意することが重要である。漁業については、水産資源の持続的利用を確保するために、水産物の貿易が水産資源管理へ与える否定的な影響を避けることが必要である。

(3) 日本は、インドの消費者の日本の食品への需要を満たすため、日本の農水産物のインドへの更なる輸出拡大に期待している。

(4) 皮革・履物のような幾つかの他の鉱工業品は、経済的理由のみならず、歴史的・社会的理由によりセンシティブである。

2.17. インド側は、インドの農産物の日本への輸出の機会があることを強調した。農産物と食料品にインドは比較優位を持つ。そして、日本の輸入農産

物のうちのいくつかは第3国から輸入されるばかりで、国内での生産がない。したがって、インドはそのような製品の市場アクセスの拡大に関心がある。

2.18. JSGは、インドの農産物の日本への輸出機会と日本の農産物のインドへの輸出機会があることに留意した。

勧告：

2.19. WTO条項に整合した、更なる関税削減及びあり得べき関税撤廃が、農業と製造業の両部門における両国への市場アクセスを増大させる。これは、製造業部門の調達コストを削減し、日本のインドへの投資促進に貢献し、また互いの農産物の輸出を増加させることになる。日本とインドの間の更なる経済面での協力は両国に互恵的なものにすべきである。両国のセンシティブティを尊重しつつ、現実的かつ柔軟なアプローチが採られるべきである。

貿易ルール、規律、手続き

税関手続

2.20. 日インド両国は、WCO（世界税関機構）の、税関手続の簡易化と調和化を目的とした京都規約改正議定書³を批准している。これは、21世紀における近代的で、効率的で、効果的な税関手続のための中核となる原則を規定している。両国の全ての貿易港において、国際基準に合致する形で、税関評価、関税及び書類の統一システム化が進展してきている。

2.21. インドは過去数年間、コンピュータシステムにより支援される形で、税関手続を国際的なベストプラクティスと同レベルに引き上げる努力を行ってきた。1998年から、インドは、ファースト・トラック・スキームを立ち上げ、その下では、特定のカテゴリーの輸入者が自己評価ベースで税を支払い、輸入品を通関することが認められている。インドは、また、電子データ交換システム（EDI）を運用しており、その下では、過去の実績ベースで特定された資格のある輸入者は、グリーンチャンネル施設を通ることにより、輸入貨物の検査の免除が与えられている。現在、インドの国際貿易の約75%は、23の電算化された税関官署によってカバーされている。貿易業者が自らの書類の状態を確かめることができるよう設計された双方向音声感知システム（IVR

³ 京都規約は、正式には「税関手続きの簡易化及び調和に関する国際規約（京都規約）」と呼ばれており、1999年にWCOによって改定されている。改正議定書は2006年2月から発効している。

S) やタッチ・スクリーン・キオスクの導入のように他のイニシアティブもある。しかしながら、日本の荷送人の経験では、特に書類の分野で幾つかの不満が残されている。同じ点が上記でも指摘されているが、こうした手続は全ての輸入品に適用されており、明らかに他国からの輸入品の大幅な増大を阻害していない。

2.22. 日本も適切な税関施行と迅速な通関を両立させるための努力を続けている。こうした努力には、シングルウィンドウの導入、ITシステムと設備の更新、リスク管理システム、予備審査制度、24時間/週7日体制、などが含まれる。シングルウィンドウシステムにより、現在では、必要となる全ての輸入・輸出手続や港湾関連手続を、1回の入力と1回の送信で完了することができる。大幅な貨物の通関時間の短縮は、こうした努力の結果である。

2.23. 日本は、また、税関手続の透明性を高め、利用者にわかりやすい情報システムを作るため様々な施策を講じている。今日、ウェブサイトは一貫して維持・更新されており、関税率、貿易統計、税関関連の法令、税関手続、通関に関する最新情報等を含んでいる。品目分類や原産地基準のような個別の問い合わせに対しては、貿易業者は各税関官署に設置された照会所や事前教示制度を利用することができる。また、税関関連手続の不当な運用に対する救済措置として、異議申立制度を利用することもできる。

2.24. 将来に目を向けると、両国は、税関行政と貿易円滑化において新しい課題に直面している。これらには、より安全を確保するための審査と適法な貨物に対する迅速通関との両立や、特惠貿易協定規定発効の結果として複雑な原産地規則の施行が含まれる。また、税関手続が貿易の不必要な遅延や制限の原因となり得る危険性が常にある。国境で必要とされる時間を最小とするために、税関手続の効率化に最大限努めるべきである。

勧告：

2.25. 各国が、自主的に、国際規準及び規範に従って、税関行政の改善を追求していく一方で、各税関当局が、他方との知見の共有を促進するためのメカニズムや、見解の相違や紛争の解決のためのメカニズムを構築することも考えられるであろう。

検査と認証

2.26. 日本は食品衛生法に関わる輸入品について事前確認制度を持ってい

る。この制度の下では、輸出国の製造業者／加工業者は、輸出国内の公的検査機関を通じて申請書を提出しなければならない。インドにおいては、インド政府の中央検査機関である輸出検査審議会（E I C）がこの機関に該当する。E I Cは、受け取った申請書を日本の厚生労働省に送付する。輸入手続の簡素化・迅速化するため、事前確認制度では、輸入される食品等が食品衛生法に基づく基準と仕様に適合していれば、事前に当該食品等及びその製造加工業者を確認・登録することが認められている。

2.27. また、日本の厚生労働省は輸入手続を簡素化し、迅速化するための他の制度も持っている。この制度の下では、輸出国の公的検査機関で事前に検査を受け、その成績書が添付されている場合は、当該貨物について検疫所における当該検査を省略することができる。検査結果は、日本の厚生労働省により承認され、同省が作成するリストに掲載されている特定の公的検査機関が実施した場合に受け入れられる。インドの17の公的機関がすでにリストに登録されており、それらの中にはインド国内各地域（ムンバイ、コチ、コルカタ、デリー、チェンナイ）の輸出検査機関が含まれている。インド側は、もしE I Cの輸出認可の制度が日本によって同様に認められれば、手続きはより円滑になると主張した。インド側は、E I Cが日本政府当局によりインドの公的検査機関として承認されるよう要請した。J S Gは、インドによるE I Cの登録要請が、適切な申請と手続きに従い、前向きに検討されるよう提案する。

2.28. J S Gは、両国が、食品の輸出に関する検査及び事前確認の問題や手続き全般について、情報を交換し、協力を強化する方法を探るべきであると提案する。

非関税問題

2.29. インドの日本への輸出は、S P S（衛生植物検疫）又はT B T（貿易の技術的障壁）に係る措置や文化的・言語的相違による高い取引経費などを含む多くの問題によって影響を受けている。相対的に貿易レベルが低いことと日本においてインドの能力と競争力の急速な変化に関する宣伝が不十分であることから、インド製品の質やインドの供給業者の信頼性に関して時代遅れの認識が残ってしまっている。インドにおける航空機乗り継ぎの不便とビザ問題も取り上げられる。

2.30. 日本の国際企業大手は、インドの市場や投資状況に関して長年の経験を有している。しかしながら、必要な技術力と資金力を持ち、自国内の製造

コスト上昇への対処と近隣諸国成長市場からの利益獲得を目的に生産拠点移転の機会を検討している日本の中小企業は多く存在する。こうした中小企業は、インドの市場状況、生産拠点、高い技術力を持つ安い人材の存在、税法、司法制度、スズキやソニーなど日本企業の成功事例について、多くの知識を有していない。この結果、現在のところ、日本の中小企業はインドに対する投資や生産拠点の移転を考えていない。

勧告：

2.31. JSGは、JETROによって合意された期間内に日本の企業、特に中小企業に対し、インドの投資環境と機会に関する情報提供を現地の言葉で行う日印ビジネスフォーラムがJETROによって立ち上げられることを勧告する。同フォーラムは、また、日本とインドの企業間のジョイントベンチャーとパートナーシップの仲介や形成、並びに両国のビジネス・コンタクトの発展を円滑化させる。登録と文書の英語化に関して、JSGは、日本におけるSPSやTBT措置を含む関連法や規則、規制に関する文書や質問票、特に、登録やアンチダンピングその他本報告書で英訳が存在していないと特定された措置のためのもの、について英訳が存在するよう日本が努めることを勧告する。特に衛生基準と証明行為の適合性に関する基準について改善されるべきである。

SPSとTBT

2.32. SPSとTBTはWTOで認められた協定である。SPS措置に関する基準は、全ての加盟国と他の関心を有する者が基準の設定プロセスに参加することのできる協議プロセスを通して、例えば食品についてのCodex委員会のような国際機関によって設定されるものとされている。全てのWTO加盟国はこうした基準を受け入れることが期待されており、自国のSPS措置を国際的な基準、指針又は勧告に基づいたものにする。しかし、ある国がより高い水準を設定したい場合には、科学的正当性があれば認められる。

勧告：

2.33. JSGは、SPS関連事項について、両国が、現行のメカニズムを通じた協力を継続しつつ、情報交換と必要に応じて他の措置を含む更なる協力を促進する方法として、現行のメカニズムの改善やその新たなメカニズムでの代替の可能性を模索することを勧告する。この目的のため、JSGは、政府職員による共同協議グループが合理的な期間内に設置されることも勧告する。

査証便宜

2.34. 現行の日本の制度では、アジア太平洋経済協力（APEC）加盟国国籍者は最大5年間の査証を入手することができ、一方でインド国籍者を含む非APECアジア諸国国籍者は、最大3年間の査証（複数回の出入国可能）を入手することができる。また、日本に旅行するインドの企業/個人は、一部のケースを除いて、日本のカウンターパートから招待状を入手しなければならない。日本人がインドを訪問する際には招待状は必要とされていない。IT企業の雇用者を含む、インドの専門職従事者やビジネスマンは、通常最大3年間の査証を与えられている。これに対し、インド国籍者は、米国から10年間、英国から5年間の査証を与えられている。インド側はインド人ビジネスマンへの査証発給を緩和することを求めた。

インドの特定部門が直面する制約

2.35. 日本は、総取引高520億米ドル、うち輸入額62億米ドルの世界第二の医薬品市場である。インドの輸出業者は「ジェネリック品」の輸出をする際にいくつかの困難に直面している。インドの製造業者は、主に製品登録のガイドラインが日本語のみであることによって、日本における製品登録において大きな困難に直面していると報告している。インドの製造業者は、登録するための翻訳を行うことに時間と費用を浪費している。これに対し、日本側は、製品登録に関わる要求事項は、インドの製造業者だけではなく、全ての国内外の申請者に平等に適用されているものであると指摘している。

2.36. インドの製薬企業は一般的に、EUなど他の市場において適用されている「医薬品委員会（CPMP）」ガイドラインに従っている。CPMPガイドラインは、製造業者に対し、ある場合には2ロット、その他については3ロットのデータを提供することを求めている。インド側は、日本は投資と時間を追加することになる1ロット多い、3ロットのデータを要求していると述べた。しかしながら、日本側は、3ロットのデータ要求は、日本・米国・EUの三者により作成されたICHガイドラインに基づき行われており、また、日本はインド製の製品に対して他の国の製品より厳しい試験基準を適用していない旨述べた。

2.37. インドのエッセンシャルオイルとフレグランスの製造業者は、化学品輸入に対する厳しい認可要求により、日本の市場において強い抵抗に直面していることを報告している。日本への化粧品等の輸入は、厚生労働省からライセンスを得る必要がある。厚生労働省は、輸入品の製造に際して、事前に定められた成分リストを定めている。日本の化粧品市場の大きさやインドのこの分

野での強さを勘案すると、インド企業による日本の市場へのアクセスの努力が奨励されるであろう。

インドの日本からのハイテク輸入品に関する制約

2.38. JSGは、日本とインド間のハイテク貿易の現在における量は、特に両国の知識型経済・技術主導経済における強力な競争力及び両国の戦略的協力関係の発展に向けた決意に鑑みれば、やや僅かなレベルにとどまっている。JSGは、インドと日印両国政府が潜在力とシナジーを活用し、ハイテク貿易を増加させていく方法と手段について積極的に探るべきであると提案する。

貿易救済措置

2.39. 両国はアンチダンピング措置の濫用を防止するための努力を行う重要性と、WTO交渉においてこの目標を達成するための協力関係を維持することに合意した。

原産地規則

2.40. 特恵的原産地規則は、PTA（特惠貿易協定）/FTA/CECAに合意した当事国間の貿易を促進し、非当事国からの迂回貿易の可能性を阻止するために、不可欠な要素である。原産地規則は貿易を阻害するものであってはならない。原産地規則は明確で、透明性があり、利用者にわかりやすく、運用しやすいものではなくてはならない。

その他の問題

a) 為替レートのリスク

2.41. 日本企業は、輸入に際し米ドルやユーロよりも円建てを好む。円とルピーの為替レートの変動がインドの産業に与える影響を軽減するため、両当局は、円ルピー取引における為替ヘッジを活用することを奨励するべきである。

b) IPR

2.42. 日本側はインドにおける不十分な知的財産権保護の改善を求める。医薬品、食料品、化学製品についてはTRIPSに沿った物質特許制度が導入されたが、インドに流入する侵害物品の拡散といった問題が起こっている。知的財産権の十分かつ効果的な保護及び行使が、両国の産業による公正な経済活動にとって不可欠である。

c) インフラ接続の改善

2.43. JSGは、直行船便ルートが増大と両国間の輸送コストの削減が検討されなくてはならないと考える。直接的な銀行の接続、両国の輸出入銀行による信用状の相互認証、同分野での協力におけるその他の問題が強化される必要がある。

第3章：インドと日本：サービス分野における貿易と投資

内容：

3.1. サービス分野は日本とインド両国の経済において重要な部分を占めている。同部門は、インドのGDPの50%超に貢献しており、日本では3分の2以上に貢献している。サービス貿易は、サービス部門だけではなく、第一次・第二次産業部門にも利益を与えている。したがって、サービス貿易の拡大はインドと日本両国の生活水準と国際競争力の向上に貢献するものである。

3.2. WTOの交渉枠組みと一致した形でサービス貿易を文書化するに当たり、深刻なデータの問題がある。両国によって行われたプレゼンテーションに基づくと、インドは、多くの先進国に対するビジネス・サービスの提供に成功を収めるようになってきていることが明らかに見て取れる。一方、日本はそうしたサービスを他の国、特に中国から輸入している。日本は、世界においてサービスの主要な輸出国でもあり、それらは多くの場合海外投資と結びついているものである。しかし、インドにおける日本のサービスや企業のプレゼンスは、アジアの他の地域と比べて相当小さい。インドと日本の人口動向は、将来における両国のサービス部門にかなり重要な潜在的補完性があることを示している。

3.3. したがって、JSGの課題は、必要なデータが利用可能でない中で、両国が他の市場で持つ比較優位を実現することを阻む二国間の障壁とは何かを明らかにすることにあつた。こうした障壁は市場アクセスや法的規制の問題に関わるだけでなく、言語や教育のようなより広い文化的な問題に関わるものである可能性もあつた。こうした問題は、本報告書の他の部分でも扱っているが、二国間サービス貿易の成長に大きな影響を与えかねない問題である。同様に、サービス分野におけるより頻繁な接触が二国間の人々の間のつながりを深めることも大いにありえる。これらのすべての理由から、サービス貿易の拡大は、モノの貿易と同じか、もしくはそれ以上の優先順位を与えられるに値する。

3.4. 一方で、GATSにおける進展にも拘らず、サービス貿易の多数国間での自由化は、モノの貿易よりもより困難であることが明らかになってきたことも事実である。さらに、現在のJSGは、この領域におけるインドと主要なOECD諸国との間の初めての取り組みである。JSGの試みは、「GATSプラス」ベースにおける二国間の市場アクセスの改善が可能である領域を明らかにすることであり、それによって両国の国内部門の効率性を大幅に改善するの

を支援することにある。

サービス分野における二国間貿易と投資

3.5. 日本は、サービスにおける対外並びに対内海外直接投資（FDI）に関心を持ってきた。日本は世界の多くの国において主要な投資国であると同時に、増加する対内FDIの多くは、製造業ではなく、サービス部門において行われている。対内FDIに占める製造業部門のシェアは、1990年の64%から、2005年の25%まで減少している。同期間における、サービス部門に対するFDIのシェアは増加している。ヘルスケアや通信、金融サービスなどの分野が、日本においてより多くの対内投資を引きつけると予測されている。

3.6. 両国のGDP構成比や人口構成比の補完性は、一見して明らかである。日本は、様々な部門でサービスを必要としている。インドは、日本に対して労働集約的並びに熟練サービスを提供する立場から、この機会に対して敏感である必要がある。それだけではなく、インドは、質が高く、費用が安いアウトソーシングのオプションを提供できるという比較優位を通して、日本を支援することができる。

表1. 商業サービスの輸出

| 年 | 百万ドル | | | シェア (%) | | ランク | |
|------|-------|-------|---------|---------|------|-----|-----|
| | 日本 | インド | 世界 | 日本 | インド | 日本 | インド |
| 1997 | 68137 | 8926 | 1325700 | 5.14 | 0.67 | 6 | 31 |
| 1998 | 61795 | 11067 | 1344100 | 4.60 | 0.82 | 6 | 26 |
| 1999 | 60313 | 14006 | 1392400 | 4.33 | 1.01 | 6 | 25 |
| 2000 | 68303 | 17521 | 1479400 | 4.62 | 1.18 | 5 | 22 |
| 2001 | 63671 | 20820 | 1486100 | 4.28 | 1.40 | 5 | 19 |
| 2002 | 64909 | 23300 | 1586400 | 4.09 | 1.47 | 5 | 12 |
| 2003 | 70624 | 25043 | 1796500 | 3.93 | 1.39 | 9 | 21 |

出典：WTO、国際貿易統計（各年）

表2. 輸出総額に占めるサービス

| 年 | 日本 | インド | 世界 |
|------|------|------|------|
| 1997 | 13.9 | 20.3 | 19.2 |
| 1998 | 13.7 | 24.9 | 19.6 |
| 1999 | 12.6 | 28.2 | 19.6 |
| 2000 | 12.5 | 29.4 | 18.6 |

| | | | |
|------|------|------|------|
| 2001 | 13.6 | 32.6 | 19.3 |
| 2002 | 13.5 | 32.3 | 19.6 |
| 2003 | 13.6 | 30.4 | 19.5 |

出典：WTO、国際貿易統計（各年）

サービス貿易において認識される比較優位

3.7. JSGの重要な任務のひとつは、インドと日本両国が貿易の潜在性を持つと考える部門/カテゴリーを明らかにし、さらにその潜在性を実現するためにもっとも必要とされる行程は何かを明らかにすることにある。二国間サービス貿易に関する過去の良いデータが利用可能でないことが必要な分析をより困難なものにしている。上記の国際的な定義に基づき、利用可能なデータを改善していくことが重要な優先課題のひとつである。

3.8. 信頼できるデータが欠如する中で、JSGは、「認識される比較優位(PC A)」を分析するために、ドーハ・ラウンドの一部として各国が作成したオファアの調査に基づくこととした。日本は、2005年1月WTOのサービス貿易委員会に対し、サービスに関する改定オファアを提出した(TN/S/O/JPN/Rev.1)。インドは、2005年10月に改定オファアを提出した(TN/S/O/IND/Rev.1)。両国は、他のWTO加盟国に対する条件づけを行う、以前のオファアを自由化し、実質的で有意義な改定オファアを提出した。

3.9. GATSの下で多数国間貿易体制の中でサービス貿易の自由化に向けた改定オファアを提出する一方で、インドと日本は相互に二国間リクエストを作成した。これらのリクエストは両国が二国間の輸出を増大させることを目指す領域を示している。

目的、機会、関係

3.10. サービスは、製造業のプロセスを接続し、調整し、支援するとともに、しばしば新しい製品の需要を生み出す。サービス輸出は、通常は事前に貿易がいくらかあることが投資の前提条件となると考えられるが、サービス部門へのFDIによって促進される。インドの企業もまた海外への投資を増加させていることから、両国は内国民待遇と貿易と投資に影響を与える規制の透明性と安定性に強い関心を抱いている。

3.11. この点に関するインドの進歩は、インドがもっとも投資したい国、

初めに投資したい国の上位2位以内に位置づけられており、ビジネス・プロセス機能とITサービスのオフショア投資先として最も好ましい国とされていることから明らかである（A. T. Kearney, October 2004）。他の大きな新興市場と比べても、インドは、（向こう3年間の）短期的なFDIの投資先として最も魅力的な国のひとつとされており、また向こう10年間の中期的な魅力度においては、ブラジルやメキシコ、ポーランドなどの市場に勝っている。

3.12. JSGの議論の中で、日本側は製造業関連サービス、消費者関連サービス、他の支援サービスに強い関心を示した。これらのサービスは、金融サービス（銀行、保険、ベンチャー・キャピタル等）、インフラ関連サービス（建設、エンジニアリング、建築等）、法律・会計サービス、通信サービス、広告サービス、輸送サービス、観光サービスなどを含む。これらの分野での機会については、以下の議論の中で描き出される。

3.13. 日本は、特に最近インドで行われている流通サービス（小売業並びに卸売業）における規制の撤廃の議論に関心を抱いている。現在、小売業（製造業者が運営するセールス・カンパニー、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等）に対する投資は非常に難しい。流通サービス部門における外資規制の緩和並びに／もしくは撤廃は、同部門への投資の増加に貢献し、インドの国内小売業の発展を通して、雇用創出とインド製品の輸出先の拡大につながるであろう。さらに、日本側は、日系サービス供給者がインドで営業する上での主要な障害となっている提携先同意要件（いわゆるプレス・ノート18）の撤廃の重要性を訴えた。これに対して、インド側は、この要求は新規の投資には適用されず、最近のプレス・ノート18の修正によりインド相手企業も日本企業による投資に反対するのが難しくなっていると指摘している。

3.14. 世界の投資家は、インドを長期的な市場の潜在性を持つ世界のビジネス・プロセス並びにITサービス提供国として見ている。インドは、IT、ビジネス・プロセッシング、研究開発、投資を先導している。投資家は、高い教育を受けた労働力、管理能力、法規制、透明性、文化的親和性、規制環境をとっても好ましい要因として、インドを好んでいる。

3.15.（第4モードを含む）自然人の一時的移動（TMNP）は、ビジネスを競争的価格においてもっとも生産性の高いものにする。インドは、熟練したサービス提供者の膨大なプールを抱えていることによって、多様な分野においてサービスを提供するのに適している。したがって、インドは日本に対してこ

こうしたサービス提供者の国境をまたがる移動を容易にしてほしいと考えている。これは、特に資格要求や手続きなどにおける、経済需要テストや厳しい国内規制などの障害を取り除くことによつてのみ可能である。

サービス貿易拡大の原則

3.16. インドと日本のサービス貿易の非常に大きな潜在性を見据え、両国政府はサービス貿易に対する障害の除去のために実質的な手段をとることが必要である。この点を踏まえつつ、JSGは将来の議論において以下の大きく4つの原則を尊重することを勧告する。

- a) 全てのサービス分野とGATSにおける供給の全てのモードを含む；
- b) 両国のコミットメントは、(水平ならびに垂直両方の)サービス部門の幅広い範囲を含む；
- c) 以下の分野に特に重点が置かれる：ソフトウェア・IT関連サービス、金融サービス、通信サービス、建設サービス、輸送サービス；
- d) サービスの自由化は、両国の経済の競争力を高めるようにデザインされなければならない。

関心のある部門と勧告

3.17. JSGは、協力の強化と市場アクセスの改善により印日貿易が強化される領域として、以下の分野が特に潜在性を持つ分野として調査されなければならないと考えた。相互認証協定(MRA)による専門家の資格と経験の相互認証とより自由な移動、専門家の交換、訓練と教育機会の提供は、相手国市場へのアクセスを改善する政府の努力を補完するものである。この点について、移民や雇用、公衆衛生や安全における公共政策のニーズに関するセンシティブティについて特別の注意を払う必要がある。

情報技術と通信

3.18. 情報技術(IT)とソフトウェアサービスは、サービス貿易において重要な関係を作り出す。インドと日本両国は、強力なICT部門を有しており、インドのソフトウェア技術と日本のハードウェアの専門性は、強力な相互補完性を形成する。インドのソフトウェアサービスの輸出は、2004-05年に170億米ドルを超え、世界のアウトソーシングの44%を構成している。

インドのオフショアサービスのフォーチュン500社への浸透は、2003年の300企業から2004年の400企業に増加した。インドは金融機関や株式市場などより洗練されたアプリケーションにおける専門性を高めており、国際的魅力度を取り戻しつつある日本の金融機関を支援することができる。しかしながら、日本はコンピュータやITハードウェアの製造と輸出に強い比較優位を持っている。現在の日本とインドのIT分野での協力関係は、その非常に大きい潜在性に比べ、目立たない水準にとどまっている。

3.19. インドは固定電話、携帯電話、付加価値つきサービスと衛星によるグローバル携帯個人通信に対する海外株式投資を74%まで認可している。ゲートウェイを提供しないISPs（ゲートウェイを提供するISPsに対しては74%）、ダーク・ファイバー、電子メール、ヴォイスメールを提供するインフラ供給者については、100%まで海外投資が認可されている。日本とインドは、ITよりもさらに急速に成長するITES（バックオフィス）サービスにおいてもほとんど協力関係がない。

3.20. 日本とインドは、「情報処理技術者試験」の相互認証に関して合意している。これにより、個人の技術レベルを評価することが容易になるため、両国の高い資格を持った技術者のより活発な活用とビジネス並びに人の国境を越えた移動がより円滑になる。その上、インドのIT専門家に対する3年間の複数回出入国が可能な査証の発行も、印日間のITの促進と協力に貢献する。

勧告：

3.21. 両国は銀行や金融、研究開発などの分野におけるIT関連サービスを活用することによって、また日本のハードウェアとインドのソフトウェアによって新しい製品を生み出すことによって、二国間の協力を深めていく必要がある。インドのサービス供給者に対するビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）が持つ可能性は、日本企業をより競争的にするのを支援する。例えば、情報技術の効果的な活用はアメリカの持続的な経済成長における重要な要因となってきた。より良い文化的・言語的理解への更なる努力は、こうした貿易を促進する。サービス提供者の移動の問題は、容易でビジネスに使いやすい査証規則を通して緩和される必要がある。ICTの二国間貿易の潜在性は、国境を越えた取引、業務上の拠点を通じてのサービス提供、TMNPのような取引の異なるモードを通して完全に活用されることができる。最近のICTフォーラムのような日印間の産業界、学界、政府間の交流は、相互のビジネス機会を創出することを通してこうした取引を促進するのに役に立つ。

建築、エンジニアリング、建設サービス

3.22. インドは、建築並びにエンジニアリングサービスにおいて一流の労働力を有している。この中には、建設作業に必要とされる建築士、エンジニアが含まれる。日本は、建設や関連エンジニアリング産業において世界をリードする技術と経験を有している。日本も、建築、エンジニアリング、並びに他の関連サービスにおいて一流の労働力を有している。両国は二国間のパートナーシップに対する大きな潜在性を持っている。

3.23. インドは、向こう5年間の間に物理的インフラを開発するために1500億米ドルの海外投資を必要としていると推測されている。日本のサービス提供者は、専門性を活用してインド市場に貢献することができる。現在のインドの法規則の下では、空港の建設（ただし、FDIが74%を超える場合は政府の事前認可が必要）、タウンシップ、住宅、ビルトアップ・インフラ、建設開発プロジェクトについては自動認可制度の下100%のFDIが認可されている（2005年、「FDIの政策と手続き」に示された条件とガイドラインによる）。

3.24. インドの法と規制は、日本のサービス供給者によってよく理解されておらず、その結果、インド市場に相当な関心がありながらも、日本のこの分野でのプレゼンスは相対的に限定されている。2005年12月、日本の国土交通省はインドのCIDCとの協力により、世界をリードする日本の建設会社を紹介し、両国の産業間の協力関係を築くための「日印建設産業会議」を初めて開催した。

勧告：

3.25. インド市場への日本のサービス提供者によるアクセスの改善により、インドがこれらの企業が有する経験と能力から裨益することが可能となる。したがって、JSGはインドと日本が上記に言及した会議のような活動を通して協力関係を維持並びに強化していくべきであると勧告する。両国は、建設、建築、エンジニアリング、その他の関連サービスに関する法や規則の情報を交換し、相互承認協定(MRA)の将来の可能性について調査することで合意した。

視聴覚並びにエンターテイメント・サービス

3.26. インドは中国と米国に次いで第3のTV市場を有している。インドのエンターテインメント産業による収入総額は、2004年のインド国内において43億米ドルであった。向こう4年間では1年間に21%以上成長することが期待されており、2008年には94億米ドルに達すると予測されている。こうした成長は、ケーブルから直接受信(DTH)TVサービスへの急速な技術変化、大都市や地方の市場における映画配給のためのデジタル技術の利用、新しい媒介としてのFMラジオの発展によって推進されている。

3.27. インドは、映画作成、TVソフトウェア生産、映写並びに配給に関して参入レベルでの条件なしに、自動認可制度の下、FDIを100%まで認可している。衛星放送の場合、放送規則に従っていれば、所有者の国籍の別なく、全てのTVチャンネルがインドからアップリンクすることを認められている。

勧告：

3.28. 言語と文化の障壁があるにもかかわらず、両国は視聴覚とエンターテインメント・サービスにおける貿易から多くのことを得ることができる。インドは日本のスキルや技術から学ぶことができ、また視聴覚メディアを利用して、日本にいる日本人並びにインド人視聴者にエンターテインメント・サービスを売ることができる。日本における日本語吹き替えもしくは字幕によるインド映画の上映と、インドにおけるヒンディー語/英語吹き替えもしくは字幕による日本映画の上映は、貿易ルート並びに国際交流基金やインド文化関係評議会(ICCR)を含む様々な経路を通して、促進されるべきである。

ヘルスケア・サービス

3.29. 全ての経済において、ヘルスケアは重要な部門である。ヘルスケア・サービスは医者や看護師、助産師、作業療法士など、いわゆる医療従事者並びに準医療従事者によって提供される専門サービスと、入院患者のケアのための物理的インフラによる病院サービスの、2つの大きなカテゴリーに分けることができる。医療従事者並びに準医療従事者のサービスは移動性を持つのに対し、病院サービスは移動性を持たない。

3.30. インドにおいて民間のヘルスケア供給者は多くの機会を有している。インドと日本の両国は相互に補完的なヘルスケア関係を有している。インドは、過去の20年間の間にヘルスケア産業に対する民間部門の参入を進めてきた。

インドは、インフラと技術において新規の国内並びに海外の民間部門からの投資を必要としている。日本は、進んだ医療設備製造業を有している。成長するヘルスケア部門は日本の投資を吸収する大きな機会を提供している。一方で、インドは、インド国内並びに世界各地で専門性を身につけた多くのよく訓練された医療従事者並びに準医療従事者を有している。

勧告：

3.31. JSGは、インドと日本の専門家委員会に対しヘルスケア・サービスの領域での相互協力の潜在性についてさらに調査するように勧告する。日本がインドのヘルスケア・インフラへの商業的投資に興味を持つのに対し、インドは、より効率的で費用効率的な医療並びに準医療サービスを日本に提供することができるように、日本によってTMNPが開かれることを期待している。

金融サービス

3.32. 金融サービスの二国間取引が強化されることによって、印日間の貿易の潜在力の包括的な活用を促進することができる。インドは金融サービスの多くをFDIに開放している。保険業規制開発委員会（IRDA）は、1999年に、国内の保険市場の政府による独占を解き、外国企業を含む民間企業に開放した。IRDAは、2001年12月に外国保険企業とジョイントベンチャーを行う55の民間保険企業に対し、保険ライセンスを発行した。日本の保険企業もインド企業とのジョイントベンチャーを通して、インドの民間保険市場にすでに参入している。

3.33. 銀行部門に対する海外投資並びに直接投資に関する規制は2001年3月に自由化された。現在、民間銀行部門に対する海外投資は、全ての資金源について、自由認可制度の下、74%まで認可されている。国有銀行に対するFDIとポートフォリオ投資は、一律20%の上限が課されている。

3.34. インドにあるノンバンク金融機関（NBFCs）に関しては、19の活動領域がFDIに開放されている。それらは、ポートフォリオ管理サービス、株式仲買、信用格付機関、住宅金融並びにその他の農村信用貸しなどを含む。100%までの投資が認められているが、最低資本金が持ち株比率に応じて定められている。

3.35. 日本については、1997年の危機以降、多くの外資系金融機関が日本市場から撤退している。日本支店が国際的な巨大合併により、統合される

ケースもある。しかしながら、外資系金融機関は、90年代末から再び参入を始めている。この動きは、金融の自由化と成長への機会が改善していることによるものであると考えられる。

3.36. インドにある日本の銀行は、主にインドにある日系企業を支援する活動に集中している。我々は以下のような悪循環を見出す。日本の銀行は、必要最低限の日系企業が存在しなければインドに参入する動機を持たない。他方で製造業部門を含む日系企業は、日本の金融部門がほとんど存在しないために、インドに投資する気を失ってしまう。

3.37. インドに対する日本の投資を促進するため、インドにおける日本の金融部門の存在を拡大していくことは重要である。このプロセスを推進するためのいくつかの提案は以下のとおりである。日本は、インドとシンガポール間のCECAが2005年8月に発効したことに留意する。CECAの下、シンガポールの3つ商業銀行が現在自由に支店ネットワークを拡大することにより、もしくは100%所有の支店を設立することにより、自由なアクセスを得ている。シンガポールの銀行は民間部門銀行にFDIを通して74%まで投資することが認められている。二国間の交渉を通して、インドと日本は金融サービスにおける高いレベルの自由化を模索することができる。

3.38. 日本の機関によって現在認識されている金融サービスにおける他の制約は以下のとおりである。

a) 日本は、業務上の拠点を通じてのサービス提供のコミットメント 特に外資株式参加と業務上の拠点を通じてのサービス提供の形態、設立の権利 に関する制限の廃止を重視する。

b) 政府による保険の独占が廃止される一方で、保険への外資株式参加に課せられている26%の制限は、他のアジア諸国に比べ、限定的であると感じられる。また、外資系保険企業は直営支店を開設することが認められていない。これら両方の規制の変化が、同セクターにおける日本のプレゼンスを高めるのを容易にする。

c) インドでは、再保険リスクは原則として国内保険者によって保有されており、国内の再保険者がカバーできないリスクについてのみ海外に認められる。さらに、外資系保険業者はインドにおいて再保険市場に参入することを認められていない。日本の保険業界は再保険サービスに関心を抱いており、日本はインドに対し規制緩和を検討するように要請したいと考えている。

d)民間銀行部門においては、海外投資が74%まで認められている。しかしながら、2005年2月28日に、「外資系銀行のプレゼンスのためのロードマップ」(「ロードマップ」)がRBIによって発行された。ロードマップによると、外資系銀行は完全に所有されている支店を営業することが可能になる。日本側はロードマップが示す政策の明確化を歓迎している。

e)インドで営業する日本の銀行は、直営店を通して営業している。個別企業に対する貸し出し制限、差別的税制、外資系銀行の本店からの借り入れに対する規制、優先部門への貸し出し要求など、日本の銀行が営業するに当たって負担となる規制がいくつかある。銀行部門は経済全般の基盤となるため、銀行部門におけるビジネス環境の改善は海外直接投資を引きつけることに貢献すると考えられる。したがって日本は日本の金融機関のインド市場への参入だけでなく、上記の参入後の営業に対する規制の緩和に関心を抱いている。

f)日本は再保険並びに海上/航空輸送保険(MAT)の国境を越えた供給(第1、2モード)に関心を抱いている。

勧告：

3.39. JSGはインドと日本が二国間の金融市場の交流を増加させることに努力することを勧告する。両国は互いの国の金融部門におけるサービス提供者の営業を適切に処遇するよう努めなくてはならない。インドと日本相互の銀行、ノンバンク、保険サービスの営業は、モノの貿易やその他のサービスに必要とされている。こうしたサービスは、モノの貿易とその他のサービスの拡大の利益の増進を付随的に促進する。特に両国は、規制における協力関係を促進する目的において金融サービスの分野で協力することができ、また、金融市場の発展と金融市場インフラの改善の促進の互いの経験を共有することができる。二国間の金融市場の効率性と競争力を改善することの重要性の認識に立ち、両国は、両国間のビジネス活動に対して輸出入銀行などの政府系銀行の金融保証を与えること、収入の送金に対して規制を設けないこと、金融サービスにおける業務上の拠点に対する有意義なコミットメントに向けて努力することを前向きに検討することを提案する。また、両国の金融サービス当局が、この分野で協力を拡大するために、協議を行うことが勧告される。

観光と旅行関連サービス

3.40. インドの観光は、日本の非常に大きな投資の見込みとニーズを兼ね備えたもう一つの領域である。観光業並びに接客業のインフラは自動認可制度の下、FDIが100%認可されている。日本の投資は、北インドにあるゴー

ルデン・トライアングルやゴルフ場、サブヒマラヤ観光地や、南インドの海岸のような国際的に有名な観光地に焦点を当てることができる。これらは、ブッダガヤ、サルナート、サンチー、アジャンタ・エローラなどの観光名所と組み合わせることで付加価値を生み出すことができる。

第二に、インドを訪れる日本人観光客の総数は、2003年で約6万8千人であり、インドを訪れる外国人旅行者の総数の3%に満たない。JSGは日本からの旅行者の拡大を目指した活動に大きな可能性があるから見込んでいます。

3.41. 日本もまた、インドの観光客に対して多くの魅力を提供している。インド市民は可処分所得の増大により、海外で旅行者として休暇を過ごす人が増えている。インドの海外旅行者数は、予想を遙かに超えて成長しており、インドを訪れる旅行者数を超えている。しかしながら、インドの海外旅行市場の相当な部分は東南アジアに向かっており、日本は様々な理由により、人気のある、利用しやすい目的地とはなっていない。旅行者の双方向の往来の拡大は、両国の社会と文化のよりよい理解を促進する。これは、2005年4月の両国首脳による共同宣言分野の中で構想された、人と人の交流並びに双方向の観光を促進することにつながる。2005年に、インドと日本の観光強化を調査するため日本政府によって派遣された調査ミッションは、共同宣言にも明記されているように、この方向性に向けて具体的で、実行可能な対応をとることを指摘している。

勧告：

3.42. JSGは、両国の政府が、それぞれの国の旅行並びに観光機関に対して相互交流を行うことを奨励することを提案する。インドと日本は純粋な旅行者が査証の発給を受けやすいように、より簡易的な体制を採用することを考慮すべきである。二国間の観光は、ビジネスの可能性を増大させると共に、インドにおける日本語の学習並びに日本における英語・他のインド言語への需要も加速させると考えられる。

海上サービス

3.43. インドと日本は、2003年に、サービス貿易に関するGATS委員会に対し、他のWTOに加盟する先進国並びに途上国のグループと共に、海上輸送サービスに関する共同宣言を提出した(TN/S/W11)。海上輸送は世界貿易の重要な推進力である。世界貿易量の5分の4は海洋を經由して輸送されている。海上貿易について、コンテナ輸送が年間9%の拡大を続けている。海上輸

送は、単なる推進力となるだけでなく、多くの国において重要な輸出可能サービスともなっており、国家のGDPに直接的に貢献している。この重要性に鑑み、海上輸送サービス部門の実質的な自由化を義務づけることが、現在の多角的貿易交渉の全般的な成功を確保するために重要である。

3.44. 信頼性が高く、効率的で費用効率的な海上輸送サービスの地球規模のネットワークへのアクセスは、経済の中に価格に影響を受けやすい財を多く抱える開発途上国並びに後発開発国を含む全てのWTO加盟国の利益となる、と共同宣言は指摘している。海上輸送サービスに対する規制は、輸出入価格、海外直接投資の配分など多くの経済要素に負の影響を与える。自由化は、海上輸送コストの削減と、荷主の選択肢を拡大し、迅速で効率的な配達を保証するために極めて重要であり、この部門における雇用の増進につながるだけでなく、他の関連サービス部門の成長を促すものでもある。海上輸送サービス部門の複合効果は、船の修理・管理、船の分類、供給、専門的サービス、通信、銀行金融サービスなどに及んでいる。

3.45. 共同宣言は、持続的な開発、安全保障の確保のため、海上輸送サービス部門の有意義な自由化を達成するために行われている現行の議論に、全ての加盟国が活発に参加し、それによって多数国間貿易体制並びにGATSの枠組みにおいてこの部門を全般的に網羅することを呼びかけている。

3.46. 第1モードの自由化は海上輸送サービスの全般的な自由化にとって特に重要である。第1モードにおいてインドは多くの規制を有しているため、日本側はインドに対し、国旗がついた船に対する留保、政府が所有もしくは運行する船に対する留保、LNGに対する規制を見直すように要求している。

勧告：

3.47. JSGはインドと日本が2005年4月の小泉首相訪印時に発出された共同宣言に明記されたコミットメントの断固たる活用を行うこと、並びに二国間ベースにおいて海上輸送サービスへの両国の参加の拡大に向けて前進することを勧告する。

その他のビジネス・サービス

3.48. 貿易と投資に関する二国間の協力の拡大により、会計、研究開発、マネジメント・コンサルティングなどその他のビジネス・サービスが、益々日両国間で貿易可能になっている。両国はこれらのサービスにおいて質の

高い専門家を多く有している。

勧告：

J S Gは、インドと日本両国が、これらのサービスにおいて貿易をさらに自由化する可能性を議論すべきである。この分野での二国間の協力は相互に関心を持つ他の多くの部門において、二国間貿易と投資を促進するであろう。

自然人の一時的移動

3.50. 日本とインドは、自然人の移動の拡大が経済活動のグローバル化、技術開発、高度熟練専門家によって提供されるサービスの促進にとって非常に重要であり、二国間の経済的な関係の強化に貢献することを認識している。日本は、ITや教育など技術的並びに専門的な領域において、外国人労働者を受け入れる準備があり、一方で、インドは業務上の拠点から離れた形での契約サービス供給者、独立した専門家のカテゴリでのTMNPに関心を持っている。

3.51. 2006年に、日本の人口はピークを迎え、その後減少し始めている。高齢者や若年者、女性の更なる労働力への統合なしには、依存人口比率は劇的に上昇し、労働年齢人口は劇的に低下する。逆に、インドでは労働年齢人口は上昇傾向にある。したがって、両国は、インドと日本の間のいくつかの分野の専門家の一時的移動を可能にし、日本の生産性の向上を促進するための、適切な手段と方法について調査することができる。

3.52. 資格と証明の相互認証について、医学、福祉、ヘルスケア・サービスなど、人々の身体的・心理的健康に関わる、専門的サービスには、通常ライセンスが存在する。両国により、サービスが行われる国のライセンスの付与と規制の体制が尊重されなければならないことが認識された。

制約と障害

3.54. 過去10年間、インドと日本の両国によって、モノの貿易と投資の障壁に関する自由化が進められてきたにも拘わらず、サービス貿易の障壁は様々な形で残存している。これらは、国内の法律や規制、生産者と消費者が国境を越えて交流する際の障害、熟練者の移動などを含んでいる。

3.55. 言語は主要な障害であり、インドと日本のビジネス代表者との間で円滑な交流を制限している。

3.56. 互いの国の市場についての知識、認識、情報が欠如している。さらに、二国間のサービス貿易に関する既存のデータに関する知識が不足していることにより、状況が複雑化している。

3.57. その他の障害は以下の点を含む：

- a) インドと日本における企業の設立と登録に関する負担；
- b) 銀行によって要求されるカウンター保証；
- c) 外資系サービス供給企業の支店の設立に関わる規制；
- d) インドのエンターテインメント産業における上映の数量規制；
- e) 査証による自然人の移動、専門家の資格認証、企業内転任者のライセンス付与と証明要求、に関する規制；
- f) 銀行と外国為替規則に関する規制；
- g) 外国船に関する規制；

アーリー・ハーベスト、ファースト・トラックにおける重要な措置

3.58. JSGは、近い将来インドと日本のサービス貿易が相当なレベルに達するために必要な促進的措置のいくつかを明らかにし、優先順位づけを行った。それらの措置は以下の内容を含む。

- a) ニューデリーと日本に、印日サービス貿易連合の代表連絡事務所を設立する。
- b) インドにおける短期・中期語学コース並びに、日本の教育機関における英語を活用するインド人教師の導入を通して、二国間の学術的交流を促進する。
- c) 旅行者、ビジネスマン、学生の移動に関する査証手続を円滑化する。
- d) インドにおける国際交流基金、日本におけるICCRの活動の拡大；交流文化委員会；デリーにおける日本文化センター並びに東京におけるインド文化センターの設立、などを通じた両国民の間の両国のプロファイルならびに注目度を高める文化交流を高めること。社会経済並びに文化的な内容を持つ映画の相互による上映は、両国の文化の正しい認識を高めるものとなるであろう。

第4章：投資

序論

4.1. 投資、特に大規模な固定資本形成は、投資受入国における生産性を高め、経済成長及び雇用を促進するのに大変重要なものである。しかしながら、総じて、発展途上国における国内貯蓄は、必要十分な資本を形成するのに十分な水準にない。海外直接投資は、技術の向上及び国際水準のベスト・プラクティスを導くのみならず、国内貯蓄と資本形成とのギャップを埋めるのに役立つ。現在のグローバリゼーションの流れの中で、投資環境は、アジア諸国からの重要な参加を得て、世界的に大きく復活している。

対内FDI政策

インド

4.2. インド政府は、自由かつ透明な投資レジームを標榜しており、大部分の分野において100%FDIが自動認可される投資に対して友好的な政策を取っている。FDIが禁止されている業種は、小売業、核エネルギー、宝くじ業、賭博業、住宅・不動産業（都市開発のための建築は除く）及び農園業である。また、国内航空業、放送業、通信業、防衛関連製造業など、外資比率に応じて外資参入が認められている業種もある。外資規制の詳細については、別添1参照。

4.3. FDI登録手続 - 大部分の業種ではFDIが自動認可されており、国内送金を受領してから30日以内にインド準備銀行管轄事務所への届け出、また、海外投資家向け株式発行後30日以内に同事務所に必要書類を提出することのみが必要。

4.4. 現FDI政策下において、次の場合は、政府による事前承認が必要となる。

- i) たばこ製造、防衛関連製造、国内小規模企業に留保された製造業品目について外資比率が24%超の場合。
- ii) 外国協力企業が、既に投機事業を実施している、もしくは技術移転・商標に関する協定を締結している場合。
- iii) 外資比率規制もしくは政府による事前承認が必要であると認められ場合、及びFDIが禁止されている業種。

政府による事前承認が必要な場合を含め、海外直接投資に係る申請は、海外投資促進委員会により遅延なく審査される。また、FDIは法規則が適用される。

サービス：

4.5. 100%FDIが自動認可されるサービス業としては、広告・映画、

コンピュータ関連サービス、研究開発サービス、建設及びエンジニア関連サービス、健康関連サービス、道路交通サービス、公害規制管理業、海運サービスが含まれる。また、外資比率規制及び政府の事前承認を要するサービス業としては、放送、人工衛星の設置及び運営、貿易、通信、クーリエ業、国内航空業がある。

工業：

4.6. 大部分の製造業部門においては、100%FDIが自動認可される。ただし、1951年産業（開発・規制）法において工業ライセンスが要すると規定されている部門を除く。

外国技術協力政策：

4.7. 技術移転に係るインドの政策は、技術の提携を自由に認めている。200万米ドル以下の料金一括支払い、及び国内売上高の5%、輸出売上高の8%分のロイヤリティーが自動認可される。ロイヤリティーの支払い期間の制限はない。また、技術移転を伴わない外国企業の商標及びブランドネームの使用の場合、ロイヤリティーが国内売上高の1%、輸出売上高の2%以下であれば、その支払いは自動認可される。自動認可のための制限を超える場合には、政府の承認が必要となる。

日本

4.8. 日本では、概して、全ての業種が海外投資家にオープンである。しかしながら、例外的に、放送業のように日本企業のみ認められている業種がいくつかある。また、投資の契約もしくは実行の3ヶ月前までに、日本銀行を通じて財務大臣及び関係省庁大臣に対し通知しなければならない業種もある。その事前通知に係る書類は政府関係当局に渡り、当該書類提出後30日以内に当局から特段の指示がなければ、当該投資は実施可能となる。一方、法律に規定されてはいないが、当局から計画変更または拒否が提示された場合には、その理由が当該投資家に説明される。なお、事前通知を必要としない業種でも、投資家は事後報告書の提出が求められる。外資規制及び事前通知に関する詳細については、別添2参照。

4.9. 技術提携に係る日本の政策は、航空機、武器、火薬、核エネルギー及び宇宙開発のような「特定技術」を除いては、自由である。これらの技術提携に際しては、契約を終了もしくは変更する3ヶ月前までに、日本銀行を通じて財務大臣及び関係省庁大臣に対し通知しなければならない。

対外投資政策

インド

4.10. インドの対外投資政策は、1992年に同政策を開始して以降、次

第に自由化が進められている。対外投資が解放された背景には、インドの産業の国際競争力を強化させ、また国の輸出努力を支援するために、インドの産業を新たな市場や技術にアクセスさせることが必要であったことがある。最近3年間で、同政策は実質的に自由化され、対外投資は次の2つのルートで自動認可されている。

a．自動ルート：インド企業及び登録済みの提携先企業は、年間時価総額の200%までの金額であれば、対外投資が自動認可される。すなわち、当局からの承認は不要であり、インド準備銀行に対する事後連絡で足りる。

b．インド準備銀行承認ルート：自動ルートが適用されない申込は、インド準備銀行対外投資特別委員会で審議される。申請先はインド準備銀行為替管理局となる。

日本

4.11. 日本のFDI政策は、漁業（水産動植物の採捕）及び製造業（皮革製品、武器、武器製造装置、麻薬）のような「特定技術」を除いては、自由である。これらの業種において対外投資を行う場合には、投資を実施する2ヶ月前までに、日本銀行を通じて財務大臣へ事前に通知しなければならない。

最近の投資傾向

4.12. 国連貿易開発会議（UNCTAD）の世界投資報告書2005によると、2003年に6,320億米ドルであった全世界のFDI額は、2004年には6,480億米ドルまで増加した。UNCTADの試算によると、2005年には8,970億米ドルまで増加すると見込まれている。この伸びは、東欧・南欧及び独立国家共同体（CIS）のみならず発展途上国に対する資金流入が増加し、同時に、先進国に対する資金流入が減少していることを示している。下記図4.1は、アジアへのFDI、及びインドと日本へのFDIのシェアについてまとめたものである。

図4.1

単位：10億米ドル

| | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|------|------|------|------|------|
| 世界全体 | 716 | 632 | 648 | 897 |
| アジア | 92 | 101 | 147 | 172 |
| 日本 | 9.2 | 6.3 | 7.8 | 9.4 |
| インド | 3.5 | 4.3 | 5.3 | 6.0 |

インド

FDIの流入

4.13. 1991年から2005年（2005年12月まで）の間における

対インドFDI累積額は370億5,000万米ドルであり、投資金額上位5カ国は、モリシャス(37%)、米国(16%)、日本(6.8%)、オランダ(6.7%)、英国(6.3%)である。また、投資先上位5業種は、電子機器(16.50%)、輸送機(10.34%)、サービス業(9.64%)、通信(9.58%)、燃料・電力(8.41%)である。

4.14. 上述の対インドFDI額は、「再投資」及び「他の資本」といった2つの要素を含んでおらず、単独のコンポーネントに対する投資額である。しかし、国際慣習では、FDIは、直接にもしくは関係企業を通じて外国直接投資家が供給する資本からなる。その結果、インドのFDIに関する統計が不十分なものになっていたため、インド準備銀行は2000年度からFDI統計を国際標準に合わせる試みを始めた。結果、対インド直接投資額は、フレッシュ・マネーのみを計上していた以前の数字に比べ、約50~80%増になっている。再投資額がその主要因になっている。次の図は、国際標準的な手法で示されたFDI額である。

単位：10億米ドル

| 年度 | FDI額 (フレッシュ・マネーのみ*) | 改訂後のFDI額 |
|-------------------|------------------------|----------|
| 2000年度 | 2.90 | 4.029 |
| 2001年度 | 4.22 | 6.130 |
| 2002年度 | 3.13 | 5.035 |
| 2003年度 | 2.63 | 4.673 P |
| 2004年度 | 3.75 | 5.535 P |
| 2005年度 (12月まで) | 3.70 | 4.719 |

* 工業支援事務局のデータによる

P: 暫定値

海外向け投資

4.15. インドは、経済成長及び産業競争力の強化を進め、投資国としても台頭してきている。インドの対外投資は、96年度2億500万米ドルから03年度13億2,000万米ドルへ、さらに04年度は23億9,000万米ドルまで急上昇を見せている。96年4月から05年8月における、インドから日本への投資額は615万米ドルである。

日本

FDIの流入

4.16. 2004年対日直接投資額は、374億5,000万米ドルであった。この数字は過去最大であり、統計を開始した1961年以降で初めて投資の流入額が流出額を上回った。また、この数字は日本の同年GDPの0.8%に匹敵する額であった。次の図は、対日FDIに占める製造業及び非製造業の割合を示したものである。

対日投資額

(金額：100万米ドル、数：投資件数、年度ベース)

| | | 2002 | 2003 | 2004 | 累積額 (1989年～2004年) |
|------|----|--------|--------|--------|----------------------|
| 製造業 | 金額 | 6,749 | 4,310 | 952 | 49,192 |
| | 数 | 255 | 205 | 226 | |
| 非製造業 | 金額 | 11,186 | 14,412 | 36,507 | 140,081 |
| | 数 | 1,210 | 1,226 | 1,365 | |
| 合計 | 金額 | 17,935 | 18,722 | 37,459 | 189,273 |
| | 数 | 1,465 | 1,432 | 1,591 | |

4.17. 日本の2004年対外投資額(報告ベース)は、前年比1.5%減の355億米ドルであった。しかしながら、投資案件数では、ここ4年で2,733件まで上昇している。2002年から2004年の間、非製造業への投資案件数は、1,802から2,083に増加、製造業でも603から649まで増加している。

4.18. 2004年対外投資額約350億米ドルのうち、129億6,000万米ドルはEU向け、93億8,000万米ドルはアジア向け、63億7,000万米ドルはラテン・アメリカ向け、46億7,000万米ドルは米国向けであった。日本の投資先の20%は輸送業であり、その他、鉄鋼、電子機器、小売業、食品業などが続く。また、対外投資の内、137億5,000万米ドルが製造業向け、210億米ドルが非製造業向けである。なお、日本の2004年対印直接投資は、わずか1億1,600万米ドルであった。

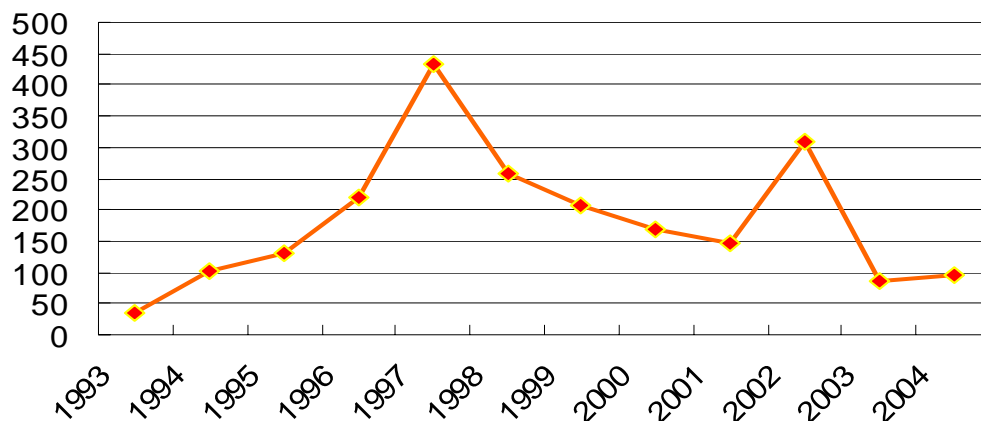
2国間投資額

4.19. インド政府のFDIデータによると、日本の投資額は1991年以来20億1,000万米ドルであり、3番目の投資国となっている。投資対象業種は、順に、輸送業(60.36%)、電子機器(コンピュータ・ソフトウェア含む)(7.23%)、セラミック(2.20%)、テキスタイル(2.

18%)である。

4.20. しかしながら、日本政府のデータによると、日本の対インド直接投資累積額は25億1,800万米ドルとなっている。インドへの直接投資は1997年の4億3,400万米ドルをピークに減少している。日本の2004年対印投資額は9,700万米ドルであり、これは日本の対外直接投資総額の0.27%に過ぎず、同時に、インドに対する直接投資額のわずか3.1%ほどの数字である。

グラフ 4.1
日本の対印直接投資(年度ベース)



日印技術協力

4.21. 過去14年間のインド企業に対する技術協力合計は7,736件で、このうち1991年以降の日本企業の技術協力は837件(全体の10.82%)であった。日本からの技術移転のトップ5部門は、運輸(233件)、電気機器(含コンピューター・ソフトウェア、エレクトロニクス)(195件)、化学品(化学肥料を除く)(75件)、機械工学(52件)、工業機械(47件)

日印投資協力のための既存メカニズム

日印官民投資対話

4.22. 日印官民投資対話は、両国が投資促進策を議論し、インドにおける投資障壁など、日本企業が直面する諸問題を解決するための官民合同フォーラムである。その構成は、経済産業省(METI)、インド工業政策・促進部、インド商工省、JIBCC(日印経済委員会)、IJBCC(印日経済委員会)である。対話の対象となる分野は、(a)投資促進及び投資の円滑な実施に関する一般的問題、(b)投資や経済交流活性化の障壁、(c)日印の企業間産業協力促進である。本件会議は印日交代で年1回開催される。

日印政策対話（JIPD）

4.23. 日本の経済産業大臣がインドを訪問した2004年8月に、日印政策対話が日本の経済産業省（METI）、インドの商工省（MOCI）によって設置された。これは、両国間の経済関係強化のため、METIとMOCIとの間で行われるカンターパート会議である。JIPDのTORは二国間の貿易促進を抑制し阻害するものの特定化などである。即ち、印日間の投資を増加させるためのプログラム作りと投資フローの障害物を除去する方法を示唆すること、お互いの国でビジネスを行う際に企業が直面する問題や困難を特定すること、ビジネス環境の改善方法を提案することなどである。第1回JIPD会合は2005年4月に開催され、作業部会設置が合意された。同年10月に行われた第1回作業部会では、METI内に貿易・投資促進デスクを設置し、またMOCIには対日協力担当を設置するなど、インドに関する情報の周知方法や、両国におけるインド・セミナーや貿易フェアの開催を支援するなど両国企業の出会いの場を提供する方法などが議論された。両国は、二国間の貿易と投資を強化するためより効果的な方法につき話し合いを継続していく。

企業間対話 - 日印経済委員会合同会議

4.24. JIBCCとIJBCの企業間対話は、二国間の経済交流拡大を目的に毎年開催されている。会議の中心は、具体的にはインフラとIT分野での産業協力促進である。この会議で討議された内容は、両国の民間参加者の求めにより、日印官民投資対話の場で共有される。

FDI促進策

インド政府によるFDI促進イニシアティブ

4.25. インド政府は、自由、魅力的かつ投資家に友好的な投資環境を提供するために、以下の主要イニシアティブを採用している。即ち、産業統制撤廃、投資手続きの簡素化、貿易政策の自由化、知的財産権保護のための十分な関与、金融部門改革、為替規制緩和などである。

4.26. インド政府は工業政策・促進部の工業支援事務局を通じて投資ガイドランスを実施している。同部は、投資家が情報を入手しやすくするため、そしてインドの投資環境に関する情報を提供するために、投資家向けウェブサイト www.dipp.gov.in を作成している。このウェブサイトでは、投資家がオン・ライン・チャットでFDI政策や関連の問題について質問をすることができ、また、公報掲示サービスも行われている。

4.27. インド政府は投資促進のため、可能性のある国において「デスティネーション・インド」というイベントや巡回事業を実施している。インド政府はまた外国投資実施庁(Foreign Investment Implementation Authority : FIIA)を設置し、外国直接投資が行われる際、中央政府、州政府その他地方政府レ

ベルでの許可取り付けや問題解決のため、投資家を支援できる体制を整えている。F I I Aは投資家と一定の距離を保ちつつ、効果的な問題解決機関の役割を果たしている。

4.28. インド政府は最近、一連の投資促進策に着手してきた。外国直接投資(FDI)の資本割合は国内航空部門では40%から49%に引き上げられ、建設開発プロジェクト/住宅建設や新興住宅地建設プロジェクトでは自動承認(on the automatic route)により100%までFDIが認められた。また、電気通信部門では、以前から政府は74%までFDIを認めている。更に、インド居住者から非居住者への株式移転の手続きが簡素化され、現在は関連部門におけるFDI政策に従った事後報告制度に変わろうとしている。インド政府は工業政策・促進部内に日本に特化した日本担当部局(Japan Cell)を設置し、日本の対インド投資の促進・支援を開始した。

日本政府によるFDI促進イニシアティブ

4.29. 日本政府は、日本企業への経済インセンティブを高め、外国の投資環境について照会するためのセミナーを開催している。JETROは、世界中、特に外国投資受け入れの可能性の高い国に投資ミッションを派遣し、投資環境と海外市場の勉強をする機会を提供している。投資顧問やJETRO職員は海外でのビジネス立ち上げを成功させるため、それに必要な情報を提供し、助言を行っている。また、世界74カ所に事務所を展開しているJETROは必要なデータや情報を収集している。

4.30. 以下のミッションが、インド企業とのビジネス協力の可能性や投資環境調査のために派遣された。

(1) 2005年11月の日本経団連訪インド・ミッション

(2) 2006年1月の日印経済委員会(JIBCC)訪インド・ミッション

(3) 2006年2月のMETI - JETROインド投資・ビジネスミッション

(4) 2006年2月末から3月にかけての東京中小企業投資育成株式会社(SBIC)と中小企業基盤整備機構(SMRJ)の中小企業インド投資促進ミッション

(5) 2006年5月の中小企業金融公庫(JASME)インド投資環境視察ミッション

4.31. 日本は海外での日本人投資家と投資を保護するため、及び投資の自由化を促すため様々な国と二国間投資条約(BITs)を締結している。最近のBITsには明確な傾向があり、例えば韓国やベトナムとのBITsは投資の保護に加えて投資の自由化に大きな力点が置かれている。更に、シンガポール、メキシコ、マレーシアとの経済連携協定(EPA)や最近交渉が始まった

タイ、フィリピン、インドネシアとの F T A / E P A s はすべて投資に関する章が含まれている。

4.32. 投資保険は日本企業の海外での活動を促進する際に重要な役割を担っている。投資保険は、戦争やテロ、自然災害、日本への送金停止などで活動を続けられなくなった海外の子会社や合併事業を有する日本企業に対しその損失を補償するものである。

両国政府による F D I 促進イニシアティブ

4.33. 日本とインドの両国政府は、2006年2月24日に東京において、現行の租税条約を改正する議定書に署名した。同議定書は2006年6月28日に発効し、発効後は両国間の配当、利子及び、使用料・技術上の役務に対する料金に係る源泉課税の限度税率が10%に引き下げられる。これにより両国間の投資は更に促進されることが期待される。

投資の障害

4.34. J S G は、日本企業がインド市場でビジネスを行う傾向が急速に高まったことに留意した。日本企業が強い関心を持つようになった理由には、インド国内市場の成長可能性、低賃金及び熟練労働力の調達が容易なことなどがある。J S G はまた、高い関税率、不十分なインフラ、投資関連規則や投資機会に関する情報不足、法律の適用や行政手続きにおける透明性の不足、雇用や労働者福祉に関する規則が更なる投資の障害になっていると日本企業側が指摘した事実にも留意した。その他日本の投資家がしばしば指摘する投資阻害要因としては、提携先同意書 (No-Objection Certificate) に関する規則、知的財産制度の改善、特に小売り業外国投資規制、特許権使用料の送金規制などがあることを留意した。

4.35. J S G は、インド政府が、主要なものでは道路、港湾及び電力部門の整備など、多くの物理的インフラ改善策に着手したことに留意した。インド政府はまた、新たな官民パートナーシップ・スキームを開始した。これはインフラ・プロジェクトを資金的に実行可能にするため、政府が不足分を補填するスキームである。J S G はまた、2005年に施行された経済特区に関する新法により経済特区開発会社及び経済特区内で経済活動を行う企業の双方に魅力的なインセンティブが提供されたことに留意した。J S G は、このインド政府による諸政策の効果が数年のうちに現れるであろうこと、他方、インフラ部門は日本の投資家に相当の投資機会を提供するであろうと考える。マンモハン・シン首相は、インフラ部門だけで今後数年間で優に1,500億ドルの投資を吸収し得ると述べた。

4.36. インド側は、インド政府が2005年に改正した特許法は国際的義

務に十分対応するものである旨述べた。主な特許事務処理の近代化プログラムは既に実施され、完全にコンピュータ化された知的財産庁がニュー・デリー、コルカタ、チェンナイに設置されている。J S Gはまた、インド政府が最近 F D I 政策の大規模な見直しを行ったこと、及び「単一ブランド」(Single Brand) 製品の小売りにおいて 5 1 %まで F D I が認められたことに留意した。

4 . 3 7 . J S G はまた、外国投資家が既に行っている事業と同じ分野で新事業を行おうとする場合のガイドラインの見直しが 2 0 0 5 年 1 月に行われ、現在、外国投資家が同一分野で既に合併事業ないし技術移転 / トレードマーク協定を実施している場合にのみ、政府の事前の認可が必要とされるだけとなったことに留意した。将来のケースは全て彼らの契約による取り決め次第ということになる。また J S G は、合併事業、ないし技術移転 / トレードマーク協定が既に実施されている分野であれば、提携先同意書を用意する必要はなく、単に事前の政府承認が必要なだけであることに留意した。

4 . 3 8 . J S G は、インドにおいて得た利益や特許使用料の送金に何ら制限はない事実留意した。事実、投資を一定期間インド国内に止め置かなければならない特定のケースを除き、初期投資分は自由に引き上げることができる。

投資機会

4 . 3 9 . インドと日本の経済は、能力、専門性という要因から見て非常に補完的である。労働年齢人口、費用対効果の高い人的資源、I T ハードウェアとコンピューター・ソフトウェア・サービスにおける強み、大規模投資機会があり得ること、日本企業の技術力、これらは両国間の投資フローを増加させるために活用されるべき潜在力であるということを J S G は示唆した。

4 . 4 0 . 貿易と投資の拡大はインフラと社会経済的サービスの充実によって促進されるが、他方、貿易と投資の成長自体がインフラ開発や他の関連社会経済サービスへの大きな投資機会を提供することになる。

4 . 4 1 . インドではインフラやサービス部門、製造業部門などほとんど全ての分野で大きな投資機会が存在する。電力、電気通信、道路、港湾、船舶、航空などのインフラ部門は、急速に成長する資本集約型部門であり、外国投資家に投資機会を提供している。インド政府はインフラ整備プロジェクトへの資金調達のため、特定目的会社 (Special Purpose Vehicle) を設置した。官民パートナーシップを促進するための革新的スキームが実施されている。インフラ部門で 5 年間に必要とされる投資は合計 1 , 5 0 0 億ドルと試算されている。製造業では、自動車、繊維、医薬品、宝飾品、皮革製品などが投資有望部門である。

4 . 4 2 . インド企業は日本では宝飾品、海産物輸入、観光、レストラン、I

Tなどの部門で活動している。しかし、これらインド企業は、主要IT企業を除き、その潜在力を十分に生かしていない。ITや企業機能のアウトソーシングなどインドが比較優位にある部門をカバーできるよう、インドの投資構造が多様化されることが望まれる。インド企業にとって、日本における巨大な投資機会がこれらの部門に存在する。

勧告

4.43. 日印投資関係の簡潔な報告は、二国間の投資がもたらす経済協力の規模が、過去数十年間にわたり大きく成長していることを示している。二国間投資は着実に成長しつつあるが、しかし全投資に占める割合は比較的小さいという事実は、相互投資拡大への大きな可能性を示唆する。今後の課題は、この可能性を開拓するだけでなく、高度技術製品のための投資を更に幅広く多様化することである。JSGは以下の通り提言する。

- a. 二国間の投資の流れは、商工会議所や政府機関が組織的な促進活動、即ち、業務提携や投資の可能性を探る日印間のビジネスミッション(とりわけ日本の中小企業)製品や技術に焦点をおいた投資セミナーや展示会を通じて、効果的に促進していくことが可能。
- b. 外国投資の法規則、市場情報及びビジネスマッチに関して、投資家へ正確な情報を継続的に提供することが確立されるべきである。外国投資の法規則、政策や市場情報を扱うウェブサイト間をつなぐようなリンクを構築すべきである。
- c. 両国の企業、業界代表者間で更に深い交流が行われる必要性を感じる。相互の連絡を緊密にするため、日印の商工会議所間で制度上の仕組みが強化されるべきである。
- d. 内国民待遇、透明性、促進、簡素化、投資保護及び紛争解決、その他の事項など幅広い事項を扱うべく、投資協定の締結が検討されるべきである。
- e. 両国は、競争力をもつ分野で投資機会を最大化するよう検討すべきである。インドのインフラ部門における日本の投資及び技術協力など、分野特有の協力策は、最も重要な選択肢の一つとなりうる。インド政府の「国家共通政策綱領」は、インフラ設備に最も高い重点を置いている。この点で、国際経験を十分に積んだ主要な建設会社は、インドのインフラ建設プロジェクトに参加できるだろう。デリー地下鉄プロジェクトにおける技術提携の成功が示しているように、日本のODAは、インフラ整備に重要な役割を果たし続けることができる。またSTEP(本邦技術活用条件)方式は、日本の技術が将来的にもインドのインフラ整備に活用されるのに役立つ。
- f. JSGは、両国の海外投資戦略の一部として、投資促進、投資のより大きな流れの促進、投資機会に関する情報の周知、新しい協力分野の特定、及び投資実現への円滑化のために、お互いの市場への投資が共同の投資促進メカニズムによって支援されるべきであると提案する。

インドの F D I 政策における分野別規制

* FDI が禁じられている業種

1. 「単一ブランド」製品の小売業を除く小売業
2. 原子力エネルギー
3. 宝くじ業
4. 賭博業

* 出資制限のある業種

I. 26%までの F D I が認められている分野

1. FM放送 - 政府の事前許可の下、F D I 及び外国機関投資家による投資を合わせて 20%まで。
2. 活字メディア：新聞及び報道や時事問題を扱う定期刊行物の発行 - 政府の事前許可の下、外国投資 26%まで。
3. 防衛産業 - 政府の事前許可の下、F D I 26%まで。
4. 保険 - 事後報告制度の下、F D I 及び外国機関投資家を合わせた外国出資が 26%まで。

II. 49%までの F D I が認められている分野

1. 放送

- (1) アップリンクングやハブのような機械設備の設置など - 政府の事前許可の下、外国直接投資および外国機関投資家を合わせた出資が 49%まで。
 - (2) ケーブル・ネットワーク - 政府の事前許可の下、外国直接投資および外国機関投資家を合わせた外国出資が 49%まで。
 - (3) D T H - 政府の事前許可の下、外国直接投資および外国機関投資家を合わせた外国出資が 49%まで。外国直接投資は 20%を超えないこと。
2. インフラ/サービス部門における投資会社 - 事前の政府許可の下、外国直接投資 49%まで。
 3. 国内航空 - 外国航空会社の直接または間接の参画なしに、事後報告制度の下、外国直接投資 49%まで。

III. 51%までの F D I が認められている分野

1. 「単一ブランド」製品の小売業において、事前の政府認可の下、F D I 51%まで。

IV. 74%までの F D I が認められている分野

1. 電気通信業：固定及び携帯電話 - 74%までの外国投資可。49%を超える F D I には事前の政府許可が必要。

2. ゲイトウェイ、無線呼出し、エンド・ツー・エンドの帯域幅を伴ったインターネット接続業 - 74%までのFDI。FDIが49%を超える場合は、事前の政府許可が必要。

3. 衛星打ち上げ及び運営 - 事前の政府許可の下、FDI 74%まで。

4. 核物質含有鉱物 - 事前の政府許可の下、FDI 74%まで。

5. 民間部門銀行 - 政府の事前許可の下、FDIおよび外国機関投資家を合わせた外国出資が74%まで。

V.条件付きで100%までのFDIが認められている分野

1. 既存空港の開発 - FDIが74%を超えた場合は政府許可が必要。

2. 石油産業 - 実際の取引及び市場調査にかかる5年以内はインド側の出資率を最低26%以上にする。

3. 貿易：小規模産業部門からの製品の試験販売及び、または調達 - 事前の政府許可の下、FDI 100%まで。

4. クーリエサービス - 事前の政府許可が必要。

5. 紅茶プランテーションを含む紅茶分野 - 5年以内に26%の出資を引き上げることを条件に事前の政府許可が必要。

6. ゲイトウェイ、未使用の光ファイバー回線を供給する基盤設備提供業、電子メール及び音声メールを伴わないインターネット接続業 - 他国で株式上場されている投資会社の場合は、5年以内に26%の出資を引き上げることが条件に、FDI 100%まで。

7. 銀行以外の金融会社 - 最低資本金規則を条件に、事後報告制度の下、FDI 100%まで。

8. 国内航空会社 - 外国航空会社の直接または間接の参画なしに、事後報告制度の下、非居住インド人による投資100%まで。

日本の F D I 政策における分野別規制

1 . F D I の制限

* 鉱山業：日本国籍者または日本の法律によって設立された会社のみ可。

* 放送：日本国籍者のみ可。

* 日本電信電話株式会社：外国籍者による 33% 以上のシェア保有は不可。

* 日本国籍船舶の所有および運航：日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の 3 分の 2 以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

(注) 日本国内港間の運送は、日本国籍の船舶のみ運航を行える。

* 日本国籍航空機の所有および運航営業：日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の 3 分の 2 以上が日本国の国民であるものが所有する航空機に与えられる。

(注) 日本国内各地間の運送は、日本国籍の航空機のみ運航を行える。

* 航空輸送

日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、当該許可を申請する次の自然人又は団体には与えられない。

(a) 日本国の国籍を有しない自然人

(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

(c) 外国の法令に基づいて設立された企業その他の団体

(d) (a) から (c) までに掲げる自然人若しくは団体により代表される企業、役員
の三分の一以上が (a) から (c) までに掲げる自然人若しくは団体により構成される
企業又は議決権のある株式の三分の一以上が (a) から (c) までに掲げる自然人若し
くは団体により所有される企業

航空運送事業者が (a) から (d) までに掲げる自然人又は団体に該当するに至った
ときは、当該許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空
運送事業者を実効的に支配する持株会社等についても適用する。

・ 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く）

次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むために
は、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。当該登録は、
相互主義に基づき認められ、当該許可又は認可は、相互主義に基づき与えられ
る。

(a) 日本国の国籍を有しない自然人

(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

- (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員
の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される
企業又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体
により所有される法人

- ・ 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る）

(1) 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する
貨物利用運送事業を営むことはできない。

- (a) 日本国の国籍を有しない自然人
- (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- (c) 外国の法令に基づいて設立された企業その他の団体

(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される企業、役員
の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される
企業又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体
により所有される企業

(2) 1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する
貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受け
なければならない。当該登録は、相互主義に基づき認められ、当該許可又は認
可は、相互主義に基づき与えられる。

2. 事前通報義務

- ・ 熱供給（Heat Supply）
- ・ 電気通信及びインターネット・サービス
- ・ 薬、医薬品製造業
- ・ 皮革及び皮革製品加工業
- ・ 石油産業
- ・ 農業、林業、水産業及び関連サービス
- ・ 警備サービス
- ・ エネルギー
- ・ 武器及び爆発物産業
- ・ 航空宇宙産業
- ・ 放送産業
- ・ 運輸
 - 鉄道輸送
 - 道路旅客輸送
 - 海上輸送
 - 航空輸送
- ・ 給水及び給水設備

第5章「経済パートナーシップの強化における日本のODAの役割」

序論

日本の対インドODA概観

5.1 日本はインドに対し、1958年以降二国間経済協力を実施してきており、現在、インドにとって日本は最大の二国間ODAパートナーである。2005年3月までの日本政府の対インド円借款コミットメント累積総額は2兆970億円であり、このうち支出累積総額は1兆5,750億円である。ODAを通じ、これまで日本はインドに対し、165のプロジェクトを実施してきており、このうち現在36のプロジェクトが実施されている。

5.2 インドの経済発展を加速化するための日本の支援はインドに高く評価されている。日本の支援は、とりわけ、電力、都市交通、都市上水道・衛生、水管理、港湾、観光等のインフラセクターで有益であり、更に日本は、保健、環境及び森林セクターにおいても、インドに支援を実施してきている。2005年4月のニューデリーにおける日印首脳会談において、インドが鉄道セクターの大規模インフラプロジェクトにおいてSTEPローンを受け入れる意志を表明したことにより、日印経済協力に新たな重要性が付加された。現在、日本はJICAを通じ同プロジェクトのフィージビリティ・スタディを実施しているところである。

5.3 日本は更に、インド国民の知識と技術の向上に資する技術協力、病院の改善や地下水開発等の無償資金協力及び開発調査においても、インドにおける開発支援の一端を担ってきている。また、文化無償資金協力も、日本語や日本文化の促進によって、インド国民の日本文化に対する評価の更なる向上のために有益な支援となっている。

日本の対インドODAにおける近年の傾向

5.4 近年、日印二国間経済協力は進展している。2003年度、インドは日本のODAの最大の受取国となった。2003年度の対インド円借款約束額の総額は1,250億400万円であった。これは同年度の日本の円借款約束額総額の20%、また同年度のインドの被供与額総額の17.5%に相当する。2004年度についても、インドは日本のODAの最大の受取国であった。同年度の対インド円借款約束額の総額は1,366億6,600万円であり、これは単年度ベースでの日本の対インド円借款で最大の供与額となり、同年度の

日本の円借款約束額総額の19.2%、またインドの被供与総額の24.7%に相当する。2005年度の対インド円借款約束額総額は1,554億5,800万円であり、2005年度もインドは日本のODA最大の受取国となった。これは同年度の日本の円借款約束額総額の27.4%、またインドの被供与総額の24.7%に相当する。

5.5 他方、近年の日本の対インドODAを支出純額で見れば、インドの日本に対する円借款の返済額はインドの受取額を上回っている。2004年度の対インド円借款と無償資金協力の総額は259億6,000万ルピーである一方、インドの日本に対する債務返済総額は329億4,000万ルピーであり、日印間のODAバランスは、69億7,000万ルピーのインドの返済超過となった。同様に2005年度の第1、第2四半期には、日本の対インド円借款及び無償資金協力総額は93億2,000万ルピー、インドの日本に対する債務返済総額は157億2,000万ルピーであり、2005年度の第1、第2四半期の日印間のネットバランスは64億ルピーのインドの返済超過であった。2001年度を除き、2000年度以降の日印間のODA資金に関するネットバランスは、別添(下欄)に示されるとおり、140億ルピーのインドの返済超過となっている(注:インドの統計(別添下欄)は利息を含む一方、技術協力に係るODA額を含んでいない。我が国が使用するDAC基準に基づく統計(別添上覧)では、利息を含まない一方、技術協力を含んでおり、2004年度のみインドの返済超過となる。)

5.6 インド側は、日本によるプロジェクトの審査期間は短縮できると指摘した。またインド側は日本のODAの年次約束額の更なる増額を提案した。これに対し日本側は、プロジェクトの審査手続はプロジェクトの質と透明性を確保するために必要であるが、プロジェクト審査のプロセスはローリング・プランの導入を通じて、今後加速していくことは可能と説明した。更に日本側は、日本のODAの年次約束額は個々の要請プロジェクトの審査の結果として決定されるものであり、従って、現段階で更なる増額をコミットすることは困難であると説明した。

5.7 2005年8月に決定された青年海外協力隊の派遣再開も、日印間の協力と相互理解の向上に貢献するものである。インド側は、青年海外協力隊派遣の仕組みを活用して、インド国民に対して、特に日本語教育の強化と柔道技術の向上を促す意向である。またインド側は、今後日印間で合意されれば、他の分野においても派遣を受け入れる意向である。

日本のODA政策

5.8 日本政府は過去3年間に亘り、日本のODAについての真剣なレビューを行った。その結果、ODA大綱とODA中期政策の2つの画期的な文書が策定された。ODA大綱は2003年8月に閣議で了解され、またODA中期政策は2005年2月に採択された。

5.9 ODA大綱は日本のODAの目的を、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること、と明確に定義した。ODA大綱に則り、日本はODA政策を日本の外交政策の一環として、戦略的かつ柔軟に計画・実施してきている。更にODA大綱は、貧困削減、持続的成長、地球温暖化や感染症等の地球的規模の問題への取組及び平和構築の4点を重点課題として設定するとともに、人間の安全保障の視点の重要性にも言及している。

5.10 ODA大綱及びODA中期政策は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、日本のODAの最も重要な考え方であると繰り返し言及している。このため、日本は開発途上国の自主性（オーナーシップ）を尊重し、その開発戦略を重視する。日本は、開発目的は開発途上国のオーナーシップと援助国のパートナーシップとの連携により達成されるものであると考える。

5.11 更にODA大綱とODA中期政策は、被援助国に対する国別援助計画の策定も重視している。国別援助計画は、被援助国の開発ニーズに関する明確な理解に基づき、当該被援助国に対する約5年間に亘る日本のODAの方向性、重点セクター及び重点課題を特定する計画である。

日本は、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成、テロとの闘い、平和の定着のため、明確なODA政策による貢献を通じて、様々な地球規模の課題に取り組む方針である。

インドのODA受入方針の原則

5.12 インドは2005年に二国間開発協力についての政策のレビューを行った。その結果、欧州委員会及びすべてのG8諸国、すなわち、日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ及びロシアからの（無償資金協力

を含む) 二国間開発支援は、基本的にインド政府及び政府の実質的統制下にある政府下部組織並びに付属機関(協会、企業合同、政府部局、法人、企業、準国営企業等)によって活用されることとなっている。また、年間2,500万ドル以上の約束額なのであれば、G8以外のEU加盟国からの支援も歓迎される。

5.13 インドはタイドの支援を受け入れない政策を再確認した。しかしながら、日印間の緊密な関係に鑑み、インドは日本政府からのタイドの無償資金協力を引き続き受け入れ、また特定の大規模インフラプロジェクトのために一部をタイドとするSTEPローンを受け入れることを決定した。

5.14 インド国民の知識・技術の向上を意図した支援であれば、二国間技術協力も歓迎される。

5.15 また、多国間機関経由または多国間機関との協調融資による二国間支援で、提案された計画及びプロジェクトが当該多国間機関の規則と手続の下に実施される場合は、インド政府はかかる二国間支援を受け入れる。その調整は当該多国間機関及び二国間機関の政策の一部として行われることとする。このような協調融資計画またはプロジェクトは当該計画またはプロジェクトを統括する多国間機関に適用される手続に従って実施される。

日本のODAとインドの優先分野

インドの全般的な優先分野

➤ 5.16 インドは加速的に発展と成長の道を歩み始めた。すでに自由化と改革のプロセスに着手しており成果を挙げているが、高い持続的成長のため、インドは経済・社会インフラへの多大な投資を必要としている。経済・社会インフラ整備の財源は、無償資金協力及び借款の条件や利子率を踏まえ、適切に決定されなければならない。この点を踏まえれば、日本のODAは経済インフラにより適していると思われる。日本のODAはインフラ分野における日本の直接投資の呼び水としても機能し得る。

インドは、今日急速に進展するグローバル化の中で国際的に競争していくため、また高い国内経済成長を維持するため、インフラ分野における多大な投資を必要としている。「インフラ整備の資金不足」に焦点を当て、一定の期間にこの資金不足を解消することを目的として、首相を議長とするインフラ委員会が設立された。インフラ委員会は、2012年までに高速道路分野だけで1兆7,2

00億ルピーの投資が必要であると試算した。更に、「バーラト・ニルマン」(「インド・インフラ計画」)の下、2008年度までに集中的にインフラ整備を行う4カ年計画に向けた努力が強化されてきている。この4カ年計画に要する資金は7,130億ルピーと試算されており、このうち4,750億ルピーは道路セクターに、2,330億ルピーは地方電化に、また45億ルピーは技術セクターにそれぞれ必要となる。加速化するインフラ整備に要する追加的資金は、利用者からの料金収入、財政支援、外国からの援助及び市場からの調達の適切な組合せによって補填されることが提案されている。

5.17 官民パートナーシップ及び特定目的会社を通じた都市インフラ施設建設のための資金運用が提案されている。特定目的会社を通じて実施可能なインフラプロジェクトに融資する制度が、以下のセクターを対象として用意されている。

- 道路、橋梁、鉄道、港湾、空港、内陸水路、その他の運輸プロジェクト
- 都市交通、上水道、下水、廃棄物処理、その他の都市インフラ
- ガスパイプライン
- 特別経済区(SEZ)内のインフラプロジェクト
- 国際会議場、その他の観光インフラプロジェクト

日本のODAと他ドナーの支援に期待される役割

5.18 インフラプロジェクトの形成期間は長く、当該プロジェクト自体では財務的に実現可能性はなく収益率が低いという特徴がある。インド政府は、インフラへの投資を継続するが、インフラプロジェクト向けの非常に大きな投資需要を政府予算で完全に賄うことはできない。このため、インド政府によってインフラプロジェクトへの民間部門の参入を慫慂する努力が続けられている。

5.19 このことから、日本のODAの役割が期待される。インド政府、州政府及び政府関連諸機関によって提案された様々なプロジェクトに対する日本の支援が今後も歓迎されることは明らかである。実現可能性補填制度(Viability Gap Funding)やインフラファンドのような新たな概念を念頭にODAを活用する方途を検討することによって、日本のODAに新たな重要性が付加され得る。また、日本のODAは、将来の直接投資に焦点を置いたインフラ開発を促進することにより、日本からの直接投資の呼び水になることで重要な役割を果たすことが可能である。最後に、日本のODAは、プロジェクトの形成や実施のみならず、プロジェクトの資金調達の仕組の観点からも、新たな技術やアイデアを生み出す能力を強化する上で主要な役割を果たすことが可能である。政府の関

与によって、その他のプレーヤーに自信が生まれる。強固なインフラ投資の仕組を発展させるため、インド政府は、インフラプロジェクトに資金を充当する複合的な手法として、官民パートナーシップ及び特定目的会社(Special Purpose Vehicle)のメカニズムを導入した。2005年度以降、インドは実現可能性補填制度の枠組を提示している。この枠組の下で、インド政府は民間部門主導のインフラプロジェクトについて、プロジェクトコストの20%を上限とする補助金を供与することが可能となる。

5.20 実現可能性補填制度の仕組は巨大な潜在能力を有している。この仕組と日本のODAの相乗効果は検討され得る。官民パートナーシップが根付くに従って、実現可能性補填制度の適用を拡大する必要性も高まると思われる。ODAは実現可能性補填制度の仕組を通じたインフラ資金の調達に貢献する手段と捉えることができる。すなわち、官民パートナーシップを通じたより多くのインフラプロジェクトが実施されるように、ODAは実現可能性補填資金の増大に貢献し得る。この枠組は、インフラ分野への民間投資を阻害してきた経済的収益率と財務的収益率とのギャップを埋めることに役立つと思われる。日本のODAが有する長期かつ低利の貸付条件の利点は、民間部門によるインフラプロジェクトへの参入の加速化を促すための、実現可能性補填制度の資金基盤の増大に大きく役立つと思われる。

5.21 日本は、インドのインフラ開発のために民間投資を活用することの重要性を勧告し、官民パートナーシップの構築というインド側の考えを重視する。インフラ開発の重要な手段となりうる実現可能性補填制度の制度設計及び運営に関するインド側との意見交換は有益である。日本は、日印間の協議の結果を踏まえ、実現可能性補填制度に対する日本のODAの活用の可能性を検討する。

5.22 現在の発展段階において、インドはGDPの30~35%の投資を必要としている。インドは経済・社会インフラへの投資の実質的な増加も必要としている。ODA資金は、民間資金、多国間援助機関の資金及びインド政府の自前の資金と連携して、大規模インフラプロジェクトに優先的に活用されるべきである。

5.23 ODAは次の方法でインフラ開発を支援することが可能である。

1. インフラ・プロジェクトの直接的支援
2. IIFCL (インド・インフラ金融公社) に対する資金供与や実現可能性

補填制度といった仕組みの有効性を検証した後の、これらのいずれかを通じたインフラ・プロジェクトへの間接的支援

3．経済特区（SEZ）の確立及びその周辺地域のインフラの充実

5．24 インドにおける急速な都市化に伴い都市交通の質の改善が必要となっている。インド政府は1つの政策として、必要に応じて、MRTSプロジェクトを推進している。鉄道に基礎を置く大量輸送システムは、社会にとっての経済便益は膨大であるが、非常に資本集約的であり、またプロジェクト形成に時間を要するため、資本収益率は低いという特徴がある。世界中にある大量輸送システムにおける初期の資本コストは各国の政府からの支援によるものである。デリーメトロのような大規模インフラプロジェクトでは、日本の対インド支援が実演的な効果をもたらしている。ODAはそのような大規模プロジェクトの資金源として非常に役に立ち、また日印友好の目に見える象徴として際だっている。

5．25 デリーや他の大都市での地下鉄網の拡張はより一層重視して、今後もこれら地下鉄網を含めた既存のセクターに対する支援を継続する一方で、インフラ開発でもっと重要な役割を果たすために、ODAの活用を微調整する必要がある。インド政府がより高い優先順位を置いているODAの重点分野は、鉄道、道路、都市インフラ（主要都市圏交通のような輸送、上水道・公衆衛生）、空港（ODAのほか、直接投資も役割を果たすことが可能）、港湾、電力、エネルギー（特に、液化天然ガス）である。SEZの開発は日本のODAを活用できる分野の一つである。SEZにおいてODAを活用した経済インフラを整備すれば、その後、日本の直接投資によってその経済インフラを活用することが可能となる。ODAを通じて、インドは国内市場向けの拠点だけでなく、日本の投資による第三国輸出の製造拠点としても発展することができる。また、ソフトウェア、知的財産、情報技術のようなソフトインフラ分野に日本のODAの協力分野を拡大することは検討され得る。環境及び観光も開発協力の有望な分野であり、インドの北部と南部の潜在的な観光回廊に焦点を当てる必要がある。譲許的なODAは脆弱な河川流域及び生態系の環境改善にも確実に活用されるべきである。

日本の対インドODAの重点分野

5．26 2006年5月に策定された日本の対インド国別援助計画は、以下の3つの重点分野を特定している。

(1) 経済成長の促進

日本のODA大綱に言及されているように、貧困削減は開発目標の鍵である。インドにおける貧困削減はMDGs達成のために極めて重要である。貧困問題に対する日本の基本的なアプローチは「経済成長を通じた貧困削減」の追求である。

インドの経済成長実現の最大のボトルネックの1つはインフラの不足である。日本は中長期的観点から、インフラ開発を支援する意向であり、かかる支援はインドの投資環境の改善を通じた民間投資主導の経済発展に貢献し得ると思われる。具体的には、日本は組織の能力強化等のソフト面での支援を含め、電力、運輸セクター等のインフラ分野を重視する意向であり、インフラ分野におけるこれらの支援が日本の対インド直接投資を更に促進することを期待している。

(2) 貧困削減と環境の改善

経済成長が貧困削減に不可欠である一方で、経済成長の利益は貧困層、女性及び障害者を含めた社会的弱者に裨益しなければならない。社会的弱者の生活条件や生活環境改善のための雇用創出には、保健・衛生、地方開発、災害予防、観光開発等の分野での支援が必要となる。日本は、上水道、下水道、森林、再生可能エネルギー、省エネ、都市環境開発及び河川・湖沼の環境保全の分野で支援する意向である。

(3) 人材育成・人的交流の拡充

日本の対インドODAの目的の1つは人材育成と相互理解の促進である。そのためには、日印両国の人的交流の飛躍的拡大が求められ、特に様々な分野での技術的発展に重点を置く必要がある。日本は民間部門と連携しつつ、人的資源開発、人的交流、投資環境改善のための技術的支援及び日印知的交流における支援を実施していく。青年海外協力隊の派遣再開は、日印両国間の協力関係と相互理解が拡大していることの具体的現れである。

今後の方向性

投資環境整備

5.27 インドは非常に速いペースで直接投資の政策を自由化してきている。これによって、日本の投資家は有望な投資先としてインドを選択し易くなると思われる。直接投資は負債を伴わずに死活的に重要な資金ギャップを埋め、新たな技術をもたらすものであり、経済発展の手段であることには疑いがない。しかしながら、現在インドは日本のODAの最大の受取国である一方で、日本

の対インド直接投資は世界の対インド直接投資総額の約7%を占めているに過ぎず、現実の潜在性を大きく下回っている。

日本はインドに対する第3位の投資国であり、1991年以降の日本の対インド直接投資総額は20億1,000万ドルである。日本からの主な投資分野は輸送産業、電気機材（コンピューターソフト及び電子機器を含む）、サービス産業、セラミック、ゴム製品となっている。2003年には日本の対インド直接投資額は9,440万ドルであったのに対し、2004年は1億1,600万ドルであった。日本からの直接投資は一定の分野に限定されてきている。1991年8月から2005年3月までの認可ベースでの日本からの対インド直接投資の最大のセクターは、運輸産業（33%）、電話通信（14.99%）、燃料（電力、石油精製）（11.36%）、化学物質（肥料を除く）（10.25%）及び電気機器（コンピューターソフト及び電子機器を含む）（6.4%）である。

道路、港湾、空港等のインフラ分野におけるより多くの日本からの直接投資が必要である。また、電話通信、電力、港湾、道路、都市インフラ、自動車部品産業、食品加工、バイオテクノロジー、医薬品分野等が直接投資に潜在性のある分野である。2005年の新SEZ法の議会通過によって、日本の投資家は、日本の投資を引きつけるに相応しい世界基準のインフラを備えたSEZの建設と発展への参加に関心を持つものと思われる。このような投資家による資本参加は日本のODAを補完し、国際的競争力のあるインフラの提供というインドの努力への大きな支援となる。インフラは、直接投資を吸収する分野であるだけでなく、その前提条件でもあるという意味で、直接投資と密接に関連する。このように、公共セクターでのインフラ建設という一般的な活用とは別に、ODAは、インフラ改善を通じて直接投資を促進すること、及び民間部門や官民パートナーシップによるプロジェクトの立ち上げを支えるために活用することが可能である。

5.28 ベスト・プラクティスの発掘

管理及び技術の面で最良の手法（ベスト・プラクティス）を日本からインドに導入できるよう、日印両国がプロジェクトの選定において一層協調することが望ましい。このような協調は、技術移転を促進し、人的資本の形成を助け、輸出を始めとする国際貿易への統合に貢献し、より競争力のあるビジネス環境の構築を助け、企業の一層の発展を強化し、総生産性を増大し、より一般的にいえば、互恵的な資源利用の効率性向上に資することとなる。国際的なベストプ

ラクティスの発掘のために、ODAを集中すべきセクターの具体例としては、都市交通、鉄道、港湾、空港、電力発電、都市の水供給、及び衛生が挙げられる。日本で開拓された「道の駅」のような斬新なコミュニティ・ベースの観光促進の手法は、社会と一体化した観光促進のベストプラクティスとして、インドでも導入可能である。

5.29 日本のODAにより支援されたデリーメトロは2002年以降、市民の新たな足として活用されている。このプロジェクトは、輸送技術プロジェクトの管理及び「安全第一」の運営原則という点においてベストプラクティスの優れた例ということができる。他のベストプラクティスとして西ベンガル送電網整備事業がある。このプロジェクトでは、円借款により、西ベンガル州全域に渡る送電網の強化・拡張を実施したほか、併せて、送電設備容量の増強や送配電ロスの低減も実現した。このプロジェクトでは、実施機関の組織能力の強化という「ソフト的支援」も実施された。

人的交流の拡充

5.30 人的交流の拡充と相互理解の向上は日印両国で促進されるべき分野の1つである。すでに言及したとおり、日本の対インドODAの重点目標の1つは人材育成・人的交流の拡充である。活発な人的交流は、日本の民間部門のインドに関する理解を飛躍的に向上させ、その結果、民間投資の増加に繋がることを期待される。人的交流等の観点から、青年海外協力隊の派遣再開は前向きな一歩として捉えられる。拡大された分野における同協力隊派遣を通じた若年層の交流は、相互理解の促進に不可欠である。

援助の効率化と実施体制

5.31 効果的・効率的なプロジェクトの実施のため、可能な限り、資金協力と技術協力の相乗効果を活用することが提案された。さらに、適切な場合には、資金協力による援助の大枠を設計する早期の段階で、技術協力のコンポーネントを組み込むべきである。

5.32 インド側は、ODAに係る現在の手続ではプロジェクト審査期間が長く、また現在のスキームでは採択されなかった要請プロジェクトがいつまでも持ち越されたままとなっていることを指摘した。これらの課題に取り組むためには、ローリング・プランの仕組みを導入することが望ましい。ローリングプランは、柔軟性の高い候補プロジェクトのリストであり、日印両政府間の協議において、優先度の高い候補プロジェクトを盛り込み、優先度が低くなった

候補プロジェクトを除外することにより、継続的かつ定期的に見直していかなければならない。ローリング・プランの導入は、プロジェクトの審査プロセスの加速化に貢献し得る。更に、日印両国は政策対話を強化することで最適なプロジェクトを形成するとともに、プロジェクトの効率的な実施に向けて共に努力する必要がある。この政策対話は、また開発調査と円借款のような異なるスキーム間のより良い連携を促進し得る。

(別添)

日本の対インドODA(純額ベース)(2004-2005年)

(単位:百万ドル)

| 歴年 | 貸付実行額、贈与額 | | | 回収額 | 支出純額 |
|-------|-----------|--------|---------|---------|---------|
| | 円借款 | 贈与 | 計 | 計 | |
| 2000年 | 630.64 | 24.85 | 655.49 | 287.34 | 368.16 |
| 2001年 | 814.84 | 23.34 | 838.18 | 309.32 | 528.87 |
| 2002年 | 825.05 | 19.34 | 844.39 | 350.76 | 493.64 |
| 2003年 | 671.07 | 21.13 | 692.2 | 366.41 | 325.79 |
| 2004年 | 688.59 | 27.32 | 715.91 | 797.95 | -82.05 |
| 合計 | 3630.19 | 115.98 | 3746.17 | 2111.78 | 1634.41 |

(注) 贈与には無償資金協力及び技術協力が含まれる。

日本の対インドODA(純額ベース)(2000-2005年度(2005年11月30日まで))

(単位:千万ルピー)

| 年度 | | | | 返済額 | | | 支出純額 |
|--------|---------|--------|----------|----------|---------|----------|----------|
| | 円借款 | 贈与 | 計 | 元本 | 利子 | 計 | |
| 2000年度 | 2364.08 | 15.82 | 2379.90 | 1457.00 | 1038.68 | 2495.68 | -115.78 |
| 2001年度 | 2992.26 | 22.95 | 3015.21 | 1604.02 | 978.19 | 2582.21 | 433.00 |
| 2002年度 | 2703.89 | 9.51 | 2713.40 | 1723.11 | 1058.26 | 2781.37 | -67.97 |
| 2003年度 | 2861.86 | 2.54 | 2864.40 | 2247.07 | 1078.77 | 3325.84 | -461.44 |
| 2004年度 | 2533.12 | 63.42 | 2596.54 | 2194.93 | 1099.15 | 3294.08 | -697.54 |
| 2005年度 | 1172.35 | 18.93 | 1191.28 | 1211.04 | 557.74 | 1768.78 | -577.50 |
| 合計 | 8060.23 | 133.17 | 14760.73 | 10437.17 | 5810.79 | 16247.96 | -1487.23 |

(注) 贈与には技術協力は含まれていない。返済額には利子の返済も含まれている。

第6章：経済協力のその他の分野

序論

6.1. 日・印間の更なる貿易・投資の拡大、及び問題の特定・解決には、実施可能で潜在性のある分野での二国間協力の研究及び実現が重要である。幅広い分野での人と人との交流を拡大することは、ビジネス活動を促進する上で意義がある。

6.2. 小泉首相が2005年のインド訪問の際に発表した「8項目の取組み」において、日本及びインドは、両国関係の更なる強化のため、幾つかの措置を実施することを決定した。「8項目の取組み」で最も重要な取組みの一つは、経済・貿易関係の拡大及び深化である。経済関係は他の協力分野と強い関係を有しており、人と人との交流はビジネス活動促進のため、更に強化されるべきである。

6.3. 二国間経済関係の現状は、両国がアジアの安定と繁栄のために期待されている役割に比べ、潜在性が十分に活かされていない。両国の経済関係は補完的であるため、両国は双方にとって利益となる協力関係を高めることが可能である。JSGは、日・印経済関係の最大限の可能性が実現できる特定分野を研究し、両国をアジアにおける発展の推進力とすることが求められている。

経済協力の分野

航空輸送の接続

6.4. 両国間の航空輸送の接続を高めることは、貿易・投資関係に多大な影響を与える。両国間には週5回の直行便（デリー・東京）と週5回の経由便（ムンバイ・デリー・バンコク・東京、ムンバイ・デリー・香港・大阪）が飛んでいる。両国経済関係の発展可能性に鑑みると、両国間の航空接続を改善することが重要である。「航空サービス協定」は1955年11月に日本とインドの間で締結され、両国間の航空輸送は同協定に従って、両国の民間航空当局及び航空輸送当局との協議を通じ、管理されるべきである。前回の2国間協議は1993年6月に東京で開催された。適切な時期に協議を開催し、航空接続に関する幾つかの懸案に応えることが望まれる。

（勧告）

6.5. JSGは、両国の関係当局が、両国間の航空路の接続を高めるべく作業を行うことをする。

インフラ開発

6.6. インドのインフラ分野には、日本が技術的優位性と資金を有し、大きな役割を演ずることが可能な、まだ、実現されていない膨大な需要が存在する。インドは需要が増加していることにより、インフラ分野だけで今後数年以内に1500億米ドル以上の外国直接投資を吸収する可能性を有している。このような機会としては(i)経済特区(SEZ)の設置、(ii)既存空港及び民間航空施設の近代化、(iii)新空港の開発、(iv)高速道路、(v)高速大量輸送システム、(vi)港湾及び海運の開発・近代化、(vii)高速鉄道回廊、及び(viii)大規模産業団地がある。海外の経験を有する日本の主要な建設会社は物理的にインフラや経済特区を建設するインド側のプロジェクトに参加できるであろう。第5章において、JSGは官民パートナーシップ・メカニズムを通じ、インフラ・プロジェクトの実現可能性補填制度に、日本のODAを活用する可能性を考察した。

(勧告)

6.7. JSGは、両国政府が印日協力の枠組み内で実現できる、有望な開発プロジェクトを特定する適切なメカニズムを検討するよう提案する。

情報・通信技術(ICT)

ICT協力

6.8. 日本が製造、製品開発、ICTハードウェア及びサービスの販売に強みを持つ一方、インドはソフトウェア開発、組み込みソフトウェア、研究開発及び関連サービスに備えた高い能力を育ててきた。インドには訓練された低賃金の人材が豊富なことから、両国が一緒に協力すれば、ハードウェアとソフトウェアを合わせた製品開発、例えばチップ・デザイン、あるいは、組み込みソフトウェアや知的製造業において、世界的なリーダーシップを発揮することが可能である。生産に要する国内コストの節約に必要となる過度的な生産性の拡大は、国土の限界、労働力の不足、その結果起こる賃金コストの上昇を考えれば、日本にとって不可避である。インドには技術者が豊富なこと、電子製品の需要が極めて高いこと、また、インド政府が友好政策の配置転換を図っていることを勘案すれば、インドが論理的な選択肢と思われる。日本企業は世界的な分業に備え、両国の強みが発揮できるインドのハードウェア製造業に投資することが奨励される。

6.9. インド・エレクトロニクス・ソフトウェア輸出促進評議会(ESC)と日本システム・ハウス協会(JASA)はITセクターの情報交換、人的開発、技術協力、ITセミナーの組織等について協力するため、2000年8月にMOUを署名した。

6.10. 日印ICTフォーラムは、両国間のICT協力とビジネス連携を高めるため、2005年8月に開始された。同フォーラムでは特別な協力活動を協議するため、6つの分野においてワーキング・グループを設置することが合意された。これらの6つの分野は、ブロードバンド、モバイル通信、Eガバナンス、研究開発、情報セキュリティ及びCyber

キタス・ネットワークである。同フォーラムの運営機関となるジョイント・タスクフォースは2006年1月に第1回会合を開催し、2006年に6つの全作業部会のコーディネーター・ミーティングを開催することに決定した。コーディネーター・ミーティングでは双方の協力活動における関心事につき情報を交換し、如何にしてビジネス及びその他の活動のパートナーを見つけるかを協議する。それぞれのコーディネーター・ミーティングでは、メンバーの何人かがパートナーを見つけ、ICTビジネスや協力のための相互の機会を創り出すことが望まれる。フォーラムの第2回会合は2006年後半に招集される予定である。

6.11. ICTにおける両国の相乗効果を探求する生産ネットワークを促進する観点から、インド側は世界的分業に備えたICT製造のためのインドにおける日本企業専用の経済特区の設置に関する協議が開始されることを提案する。

6.12. (i)日印ICTフォーラムに関し、ワーキング・グループ会合は2006年4月17～18日に東京で開催され、両国の政府及び出席企業との間で、意見交換や協議が行われた。(ii)次回会合は間もなくインドで開始され、両国の出席企業が合意した協力可能なプログラム/プロジェクトが明らかになるだろう。

(勧告)

6.13. JSGは、日本とインドのICT協力及びビジネス連携が、特にICTフォーラムを活用して、一層強化されるべきであることを勧告する。

IIIT - J

6.14. 小泉首相がインド訪問の際発表された「8項目の取組」によれば、日本とインドは、インド情報技術大学(デザイン・製造)ジャバルプール校(IIIT - J)の発展に協力するため、あらゆる努力を行うことを決定した。IIIT - JにおけるITのデザイン及び製造に関する教育はインドの製造産業の強化に貢献することが期待される。

6.15. IIIT - Jは暫定的に2006年2月から開校した。同大学を完全なものとするためには更に数年間が必要であろう。2005年9月、インド代表団は日本側カウンターパートと意見交換を行うため日本を訪問した。その機会に、双方はIIIT - Jが主としてインド側のイニシアティブにより進められるべきであり、プロジェクトの青写真がインド側に承認された際は、日本側の協力が主として専門技術の分野であることを理解すべきであると合意した。両国間の前述のような協議に基づき、インド側は今後何年かに亘って開発すべき教育プログラムの仕様、及び、それぞれの開発フェイズに求められる専門技術並びに教育資料とともに、複数のフェイズに分けた青写真を策定中である。日本の教授陣グループは、前述の青写真につき意見交換を行うため、2006年3月にIIIT - Jを訪問した。この訪問の後、更に協議を行うため、インド人教授が日本に派遣された。

(勧告)

6.16. JSGは、IIIT-Jがインド側のイニシアティブと日本側の専門技術が組み合った約束されたプロジェクトであると信ずる。JSGは本プロジェクトの確実な進展を確保するため、双方の合同会合で定期的なレビューが行われるよう提案する。

IT教育・研修

6.17. 両国はITの教育及び研修の分野においても協力が可能である。インドのIT教育企業は、世界クラスのIT研修を行なえる研修機関の広範なネットワークを開発した。これらの企業はインド国内だけでなく、世界の他の地域でも大きな存在感を示すことに成功した。更に、両国は、労働力訓練のためのコンソーシアムを形成することにより、合同の労働力開発プログラムを開始することが可能であろう。両国は、最近日本の情報通信研究機構とインドのC-DAC、C-DOT、IIIT-グワハティ校との間で署名されたIT教育・研修に関するMOUを活用する適切な手段を講ずるべきである。

(勧告)

6.18. JSGは、幾つかのインドのIT企業が日本の学生に提供しているインターンシップ・プログラムを日本で更に広報し、多くの日本人学生がインドの企業で有益な労働経験が得られるこのプログラムに申請できるよう提案する。JSGは更に、日本における企業もインド人学生にインターンシップ・プログラムを提供するよう提案する。この交流を促進するため、インド工科大学(IIITs)に日本語教育のセンターを設置することの可能性を提案する。

品質・管理技術の共有

6.19. 品質管理は日本の産業が強みを有する分野である。品質管理分野におけるインド・日本の協力にはインド工業連盟(CII)が関与しており、CIIは1988年の協定を踏まえ、1989年以降、最高責任者や経営者から成るミッションを日本科学技術連盟(JUSE)に派遣している。CIIは5S、カイゼン、ポカヨケ等の品質に関する日本の概念を含む日本経営方法をインド企業が受け入れるよう支援した。1998年以来、津田教授のガイダンスによるユニークなクラスター・アプローチを通じて、とりわけ中小企業を対象にCIIはインド産業の競争力の向上に関与してきている。日本プラントメンテナンス協会も、インドの総合生産保全(TPM)クラブを支援している。これらのアレンジメントは、2005年までに16社のインド企業がデミング賞を受賞したことに貢献した。

6.20. 上記の方向性において、インド側は以下の措置を提案する。

- 産業に対する最新の考えを紹介するため、日本から産業/技術/経営の専門家を

定期的にインドへ招く制度的メカニズム

- 日印日本品質ワークショップの定期的開催
- インドにおける指導者及び専門家を育成するための長期的な課題を通じた制度的メカニズム。今日、インドで質の高い指導官を育成するためには、特別の課題を与え、6ヶ月間から3年間を必要とする。日本は日本国内機関で研修するインド人指導官のスポンサーとなるか、若しくは、インド・日本経営イニシアティブと呼ばれる”signature”起業のインドにおける設置を検討する。
- 日本は、インド工科大学（IITs）や地域の工科短期大学にて人材育成を支援し、予想される製造セクターの需要に見合った適切な人材の構成となるよう支援することが可能であろう。
- 将来の卓越した企業になるための土台として、世界クラスの企業を育成する観点から、中小企業の競争力に、特別の重点が置かれなければならない。
- 特にハイテク分野が強調されるべきである。インドはデザイン、研究開発、工学等で、技術的に向上させる必要があり、日本の技術を効率的に実施することが可能であろう。
- この取決めによる成功例を紹介するための見本プロジェクトを見つけ出し、測定可能な目的と目標を設定する。これにより派生する成果は、インド企業による研究開発費の増加、インド企業の取引高の成長率、インド製品のブランド化、労働者の技術等により、測定可能であろう。日本の経営方針はこのような共同作業を通じ、非常に高いビジビリティーを得ることになり、インドでビジネスを計画中の日本企業に自信を持たせることになる。

（勧告）

6.21. JSGは、日本とインドが品質及び経営の技術を共有するため、努力を強める必要があることを提案する。

中小企業

6.22. 大企業が必要な業務を中小企業へアウト・ソーシングするという世界的な傾向は、アウト・ソーシングというビジネスにおける協力の可能性が非常に大きいことを意味する。インドの中小企業は、日本の大規模で、かつ、非常に成功している自動車会社やエレクトロニクス会社と下請け契約を結ぶことにより、日本側カウンターパートと一緒に相乗効果を生み出すことが可能となる。インドの中小企業と日本側カウンターパートとの間の垂直統合の可能性も更に探求できる。

6.23. 中小企業セクターは、日本の発展のために重要な役割を果たしてきた。インドで操業している日本企業の殆どは大企業であるが、今後、インドにおいて操業する専門技術と経験を有するより多くの中小企業が、特に製造業において、ビジネス活動を広げることが期待される。JSGは、2006年にITと自動車部品を専門とする70もの中小企

業から成るJETROミッションが、投資環境の視察やカウンターパートとの意見交換を行うため、インドに派遣されたことを評価する。インドの中小企業セクターについて日本側の関心が高まっており、最近、以下のミッションが日本に派遣された。

(i) 東京中小企業投資育成(株)(SBIC)

(ii) 日本中小企業基盤整備機構(SMRJ)

(iii) 日本中小企業金融公庫社(JASME)投資環境視察促進ミッション

日本政府が中小企業のビジネス活動を支援する種々の施策を実施するためにも、関連情報やインド側のカウンターパートとの経験を交換することが効果的である。

(勧告)

6.24. JSGは、協力、促進及び交流の強化が両国に大きな意味をもたらすことから、両国政府が中小企業分野において、印・日間の協力及び交流を前進させる、より積極的な役割を果たすよう勧告する。

6.25. 中小企業セクターにおける協力を深化させるため、JSGは以下の提案に留意する。第1に、政府の政策、経営システム、法と規制を含む中小企業の発展の成功例を共有する。第2に、両国政府が、例えば、企業間の相互の連絡や協力を奨励するため、中小企業の製品の展示会や説明会を開催するなどして、それぞれの国の中小企業がお互いに協力し易い環境を構築する。第3に、インド企業がエネルギー効率化や環境に優しいプロジェクトの立ち上げに向け日本側カウンターパートと連携し、生産性を改善させる余地は非常に大きい。

6.26. JSGは、インド及び日本の中小企業が、経済、貿易、及び投資等関係の拡大・深化を通じ、商業関係の強化に向けて両国の適切な研究機関がMOUを活性化するよう勧告する。

科学・技術

6.27. 科学・技術セクターの分野において、インドと日本の間の二国間協力の機会は充分にある。二国間の相乗効果は、もし、インドの豊富な資源が資源開発分野の日本のノウハウと結びつけば、最大限に発揮されるであろう。これらの機会には(i) ナノサイエンス・テクノロジー、(ii) バイオテクノロジー、(iii) ITが含まれ、協力活動としては(i) 技術者ミッションの相互訪問、(ii) 学術的会合の開催(セミナー/ワークショップ/フォーラム他)、(iii) 共同研究、費用分担、(iv) 研究開発イニシアティブ、(v) 協力分野・プロジェクトを見つけ出すための新科学・技術イニシアティブに関するワークショップの開催がある。これらの全ての努力は、企業による改善された科学・技術環境の利用を奨励するだけでなく、インド・日本の経済的結びつきの強化も促進する。

6.28. 日印間の科学技術分野での協力は、現在主に二つのメカニズムを通して行われ

ている。一つは日印科学審議会（I J S C）であり、日本学術振興会及びインドの科学技術局が2年ごとにインド及び日本で会合を持っている。I J S C第7回会合は、2003年9月19日から20日にかけてニューデリーで行われ、第8回会合は2005年1月26日から29日にかけて東京で行われた。また、日印科学技術合同委員会の下でも、政府間の科学技術協力プログラムが実施されている。2005年8月に行われた日印首脳会談後に発表された「8項目の取り組み」において、日印両国は科学技術合同委員会を再活性化させるとともに、新しい「科学技術イニシアティブ」の方針及び実施について協議すると述べている。2005年11月、科学技術合同委員会の第7回会合が過去6年間で初めてニューデリーで開催され、両国の科学技術協力の現状について見直しを行うとともに、協力関係を強化するための方策について協議した。また、両国は、新しい「科学技術イニシアティブ」を具体化するためのワークショップを日本で開催することで合意した。

6.29. 日本政府がバイオテクノロジー産業を新たな成長のエンジンとして位置づけていることから、同分野における二国間の協力は今後拡大していくことが予想される。印科学技術局（D S T）、印科学産業研究会議（C S I R）及び印バイオテクノロジー局（D B T）等の機関がバイオテクノロジー分野の研究を推進している。

6.30. 医薬分野は、両国の協力により、相互に利益を享受できる分野である。日印両国は、ジェネリック医薬品及び抗レトロウイルス薬の供給を行う共同事業を検討し得る。

6.31. 両国が協力し得る分野として、I T教育、バイオテクノロジー、自然科学分野における研究開発等も挙げられる。

（勧告）

6.32. J S Gは、日印両国の関係を深め、科学技術分野における共同作業の可能性を探るため、両政府が研究団体に対し継続的な働きかけを行うべきであると勧告する。更にJ S Gは、両国が日印の民間セクターを招き、科学技術に関する第1回ワークショップを早期に開催すべきであることを勧告する。

エネルギー

6.33. インドでは、人口増加と経済成長に比してエネルギー不足が懸念されている。インドにおける産業の成長を促すため、エネルギー供給の質及び信頼性を高める必要がある。日印両国は石油の大量消費国であるため、安定したエネルギー供給を確保し、エネルギー効率を改善することは、両国の経済成長にも直結する重要な政策アジェンダである。

6.34. 日本の経済産業省及びインドの石油天然ガス省は、石油及び天然ガス、省エネルギー、新エネルギー等の分野を含む包括的なエネルギー協力を行うことで合意し、2005年9月、中川経済産業大臣及びアイヤール石油天然ガス大臣が共同文書に署名した。

共同声明に基づき、両国は、とりわけ次の分野における協力を推進することで合意した。すなわち、石油備蓄、第三国における探鉱開発、ガスハイドレートの研究開発、アジアの原油及び石油製品市場の発展及びアジアの石油市場の安定化方策に関する共同研究、省エネルギーの分野である。エネルギー分野での協力に関する現行の協議枠組は日印エネルギー協議であり、両国外務省間のメカニズムである。第1回目の協議は2000年3月7日にニューデリーで行われ、第2回目は2002年5月10日に東京で行われた。エネルギー分野における両国の協力を高めるには、より高い頻度で会合を行う必要がある。

6.35. 日印両国はアジア地域におけるエネルギー大量消費国であることから、同分野における協力は、両国間の経済関与を深める上で重要な要素となる。両国は、エネルギー安全保障における幅広い地域協力に向けて、アジアのエネルギー市場の発展、エネルギー資源の管理、液体水素燃料やガスハイドレートの共同研究を含めた複数の選択肢を有する。

6.36. 炭化水素資源の探鉱で日印間が協力すれば、両国にとって win-win の関係になるであろう。本件に関し、インド政府は、エネルギーの共同開発及び第三国における共同営利企業の立ち上げに係る既存の協力関係を促進すべきであると勧告している。

6.37. 両国の関係省庁は、第三国における他のエネルギー資源の商業的探鉱と同様に、第三国からの石油及び天然ガスを含むエネルギー調達のための共同取り組みを促進させることを目的とした制度的メカニズムの構築を検討し得る。両国はまた、炭化水素分野での緊密な協力関係を築くことを目的とし、包括的炭化水素協定を締結し得る。日本は、自国の経験に基づき、インドが国内に戦略的石油備蓄の導入を支援しうる。新探査ライセンス政策（NELP）ラウンドで入札を行い、エネルギー探査及び生産に参加することも可能である。また、エネルギー資源の探鉱及び生産に関し、両国のエネルギー企業が合併を組む機会も存在する。

6.38. 両国は、エネルギー管理に関する経験の交換においても協力できる。関連省庁の担当部局は、インド及び日本企業が、石炭等の高エネルギー鉱物資源の採掘への投資及び協力を進められるよう研究を行い、政策を策定するとともに、必要な方策を取るべきである。両国はまた、2005年9月に発表された共同文書で述べられているように、新エネルギー及び再生可能エネルギーに関する情報を交換することもできる。

6.39. 今後10年間で約12000MWの電力の追加的需要が見込まれることから、インドの電力部門は年間200億ドルの投資を必要とすると見られる。配電口スを抑え、電力供給の信頼性を高め、そしてインドの電力部門に対し日本からの直接投資を促進することを目的とした電力供給網の改善及び近代化にとって、日本の支援は有効であろう。

（勧告）

6.40. JSGは、エネルギー分野での協力が強化されるべきであると考えます。配電口

スの低減、電力供給の信頼性向上、火力発電の効率性向上、最終消費でのエネルギー効率の改善を図るための電力供給網の改善及び近代化は焦点領域となるであろう。2005年に取りまとめられた共同声明は、石油及び天然ガス部門における協力を行う際の土台となるであろう。

環境

6.41. 両国は地球環境保全の責務を負っている。両国は、環境保全及び再生可能エネルギー促進に関する技術を共有する上で協力を行うことが可能である。環境管理の経験を共有することで、環境リスク及びリスクの緩和についての理解を深めるための道筋をつけることができるだろう。両政府は、環境に配慮した企業活動を促進するために研究を行い、政策を策定するとともに、必要な方策を取らなければならない。

6.42. 地球温暖化は、現在のみならず将来の世代にまで影響を及ぼす問題である。同分野において、インド及び日本は、特にクリーン開発メカニズム（CDM）の実施について、相互に熱心な協力を行っている。日本が初めて実施し国連に登録されたCDMが、インドでの共同事業であったことは言及に値する。モントリオールで開かれた気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）及び京都議定書第一回締約国会合（COP/MOP1）において、各参加国は、条約の実施を強化することで気候変動問題を解決すべく、「長期的協力のための行動の対話」を開始することで合意した。また、2005年11月には、G8諸国及び大幅なエネルギー需要を求める当事国（インドを含む）がロンドンに会し、G8グレンイーグルズ・サミットで立ち上げられた気候変動、クリーンエネルギー、持続可能な開発に関する対話の第一回閣僚会議を開催した。更に、2006年1月にはインド及び日本を含めたアジア太平洋地域の6カ国がシドニーに会し、増大するエネルギー需要を満たし、且つ効率的でクリーンな技術の開発及び普及を通し、大気汚染、エネルギー安全保障、気候変動問題に対処することを目的としたクリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップを開催した。具体的な協力は官民パートナーシップの下で進められることが期待されている。

6.43. リサイクル産業は高度な高い技術を要し、且つ国際競争力を有する世界的に競争が激しく、専門的な産業業種である。同産業には厳しい品質基準、規制及び法制度規定が適用される。日本政府は「3R（Reduce、Reuse、Recycle）」に重点を置いた持続可能な社会を構築創出するための施策方策を推進してきた。日本では、リサイクル産業は1兆ドル産業と見なされており、政策及び法的支援により同産業を発展させることが可能である。日本では、改正廃棄物処理法（2005年公布）、再生資源利用促進法（改正して資源有効利用促進法）（1991年公布）、容器包装リサイクル法（1995年公布）、家電リサイクル法（1998年公布）、循環型社会形成推進基本法、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設資材リサイクル法、グリーン購入法、食品リサイクル法（いずれも2000年公布）、自動車リサイクル法（2002年公布）が整備された。これらの取り組みは環境負荷

を低減緩和したのみならず、日本の産業の競争力の強化に大いに貢献している。日本が自国の経験をインドと共有し、インドが同様の成功事例を展開させる際に助力を与えるならば、インドにとって非常に有益なものとなるであろう。

(勧告)

6.44. JSGは、日本及びインドが、気候変動に関する国連枠組条約(UNFCCC)及び京都議定書の原則に従い、気候変動問題に対処するための国際的な取り組みに積極的に参加すべきであると提案する。両政府はCDMプロジェクトをより一層発展させるとともに、新たに設置されたアジア太平洋パートナーシップ及びその他のフォーラムで具体的な成果を収めるため、相互協力を引き続き行っていくことが求められる。

6.45. JSGはまた、日本及びインドが、リサイクル、大気汚染及び水質汚染等に関する環境政策の策定及び実施上の経験を共有する上で協力することを提案する。

教育及び人材交流

麻生プログラム

6.46. 2006年1月に麻生外務大臣が訪印した際、麻生大臣は、日本政府による取り組みとして、日本語、技術、若者等の分野で、今後3年間に約4000人の交流を目指す「麻生プログラム」の実施を表明した。インド側はこの取り組みを歓迎した。人と人の交流が両国間の長期的・戦略的関係を構築する上で重要な役割を果たすため、「麻生プログラム」の着実な実施が期待される。

6.47. 日本に留学するインド人学生の数は増加しているものの(2005年は410名)、米国(7万5000人)及び英国(1万5000人)に留学するインド人学生の数と比較すると、その数はまだ少ない。英語による授業が大学院で多く行われているため、日本に留学するインド人学生の約75%が大学院生である。インド人留学生の中で最も人気の高い学科目はエンジニアリングであり、約25%のインド人留学生が同科目を専攻している。

6.48. グローバル経済が知識によって大きく動かされる今、ビジネスと工業が、科学及び技術系研究機関及び大学と力強い関係を築くことが重要である。両国の教育機関が緊密な協力関係を築き、交流を行うことが重要である。人的資源の交流を容易にする一つの方法は、インド及び日本において正式な認可を受けた教育機関が与える学位を承認することである。本件に関し、両国の研究機関及び教育プログラムに関する情報を共有するための努力を行うことが様々なレベルで必要となる。

(勧告)

6.49. JSGは、相互に留学生を受け入れるためのインフラを両政府が整備するとともに、教育及び科学的成果に寄与し得る交流プログラムの質を両国の大学が高めるための取り組みについて両政府が支援を行うことが必要であると提案する。両国の関係機関は、各々の研究機関及び教育プログラムに関する情報を共有するための努力を行うことが求められる。

6.50. JSGはまた、日本への留学を希望するインド人学生が言葉の問題を克服し得るよう、日印両政府は、特にインドの中等教育における日本語教育の機会を増やすべく、相互に取り組んでいく必要があると提案する。

JETプログラム

6.51. インドは、JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）を通し、日本の中学校及び高等学校等に外国語指導助手を派遣することができる。「8項目の取り組み」は、JETプログラムを含む青年招聘事業を通し、両国の青年が交流することを推奨している。JETプログラムは、大学を卒業した外国人を契約ベースで日本に招致し、公立及び私立の中学校・高等学校をはじめ、地方公共団体等で国際交流の進展や外国語教育の充実を図ることを目的にしたものである。

6.52. JETプログラムにより日本に招致されたインド人青年の数は非常に少なく、2004年は1名、2005年は2名であった。日本側は、2006年よりインドを優先国の一つとし、選抜の際、インド人応募者を英語のネイティブと同等に扱うことを確認した。

（勧告）

6.53. JSGは、日本の地方自治体が、ALTとして招聘されるインド人青年をより多く受け入れるよう努力する一方、インド政府が、ALTを希望する優秀かつ熱心なインド人青年の採用に日本政府と共同で取り組むことを提案する。

日本語教育

6.54. 「8項目の取り組み」で、日印両国は、2010年までに様々なレベルで日本語学習者を3万人に引き上げるという目標の下、インドにおける日本語教育を共同で推進することで合意した。国際交流基金の調査によると、インドの日本語学習者数は現在約5000人である。インドは日本におけるIT市場の可能性を認識しており、日本語学習熱が高まっている。インドのIT企業の中には、従業員に日本語教育を開始した企業もある。

6.55. 約50校のインドの中等教育機関は、選択外国語として日本語を導入することに関心を示している。カリキュラム及び教材については、主にインドの中等教育中央委員

会及び日本の国際交流基金が作成している。本件に関し、2006年2月に全インド日本語教育会議の第1回会合が行われ、日本語教育を更に拡大するため、インド人の日本語教員不足を解消するための方策が話し合われた。また、日本政府は青年海外協力隊事業を通し、インドへ日本語教員を派遣する。

(勧告)

6.56. JSGは、インドでの日本語教育は、両国の長期的関係を強化する基礎になると考えており、両国がインドにおいて様々なレベルで日本語を普及させ、特にインド人教員のトレーニングに関し協力する必要があることを提案する。

地方レベルでの協力

6.57. 日印両国の外務大臣による共同声明は、地方レベルでの交流を一層促進すると言及している。地方レベルでの協力は、様々な地元住民の参加を促し、二国間関係を深めることができる。

6.58. JSGは、日本の地方自治体及びインドの州政府の中には、友好及び協力関係の強化のため、地方レベルでの交流を既に始めている自治体もあることを留意した。

6.59. JSGは、近年インド政府が、日本の地方自治体及びインドの州レベルでの協力を促すためのガイドラインを策定したことを歓迎する。JSGはまた、同協力を促進するための、未来志向的なビジョン及び地方リーダーのイニシアティブについて留意した。

(勧告)

6.60. JSGは、日本及びインドが、地方レベルでの交流を促進し、友好及び協力関係を拡大するよう、協力的なアレンジを一層強化すべきであると勧告する。

観光

6.61. 日印両国はそれぞれ自国の経済成長を促進する上での観光業の重要性を強調してきた。インドを訪れた日本人観光客の数は2004年には前年よりも24%増加し、約9万7000人に達した。また、同年日本を訪れたインド人観光客の数も前年に比べ12%増加し、約5万3000人に達した。両国間を往来した観光客の数は2004年には約15万人に達し、今までで最高となった。

6.62. 2005年12月、日本の国土交通省は、2005年4月に両国首脳が合意した日印グローバル・パートナーシップを強化するための「8項目の取組」に沿って、日印双方向の観光促進のために調査団を派遣した。調査団は両国間の観光業をさらに促進することを確認した。過去には、日本政府はウッタル・プラデシュ州にある仏像遺跡に関連す

る観光開発プロジェクトのみならず、アジャンタ・エローラの世界遺産の保存やそれに関連したインフラ開発を含めたプロジェクトのためにもインドにODAを供与している。

6.63. 観光業界の協力を促進するために、インド側は次の事項を勧告した。(1)両国の利益のために観光業における協力をさらに深めるべく、主要なツアー企画会社、旅行会社、旅行ライター、マスコミを対象に見学旅行を企画する。(2)両国の様々な観光資源に触れる機会を与える。(3)インドに日本人観光客を惹き付けるために、日印両国の企業がインドにおける観光インフラを増強する上で商業的主導権をとる。したがって、観光インフラの開発における協力が必要である。(4)日印両国において、エコ・ツーリズムの需要が高まっている。両国の協力によりエコ・ツーリズムがさらに盛んになることが考えられる。(5)両国の観光業界間の情報交換がきわめて重要である。

(勧告)

6.64. 日印は両国間の観光客の往来を活性化するために観光業界における協力を深めるべきである。また、両国間の理解をさらに深めるために、人と人の交流に重点を置くべきである。日印の国民の間に友好関係を生み出すために、ホームステイや交換留学プログラム等の戦略が奨励される。

その他の協力分野

文化交流

6.65. 文化交流は、相互理解を深め、人と人の交流を促進するインセンティブを与えるのに最も良い方法の一つである。1956年10月29日に東京で合意された両国政府間の協定に従って始まった日印文化混合委員会は、日印間の文化関係を発展させる上で重要である。最後に委員会が開かれたのは2005年2月8日である。委員会の役割は、著名人招聘プログラム、学者・芸術家の派遣・受け入れ、JETプログラム等、日印両国において文化行事を主催することによって両国間の文化関係を向上させることである。「8項目の取組」では、両政府は両国間の文化協定締結50周年を記念して、2007年から2008年にかけてインドにおける日本年、日本におけるインド年を開催することも決定した。

(勧告)

6.66. JSGは、草の根レベルでの人の交流をさらに拡大するために、両国それぞれが2007年から2008年にかけて行われるインドにおける日本年、日本におけるインド年という機会を十分に活用することを勧告する。

その他

6.67. 両国とも情報ギャップを縮小するために日印メディア間の交流をさらに促進すべきである。日本のメディアにおいてインドに関する報道は非常に少なく、逆もまた同様である。このギャップを埋めるために、マスコミ関係者、ジャーナリストを対象にした何らかの交流団体を設立し、インド人ジャーナリストを日本にしばらく滞在させることも可能であるし、逆もまた可能である。日印両国のマスコミ機関、通信社が互いの国に代表者を駐在させることも奨励される。

6.68. 人と人との交流を促進し、政策立案過程のみならず開発経験を共有し学ぶためには、日印議員フォーラムの存在が考えられる。インドとの緊密な関係構築への高い関心は、国会議員の頻繁な往来に反映されている。14年間の空白の期間の後、2004年11月にインドの国会議員団が日本を訪れた。日本の国会議員もインドの国会議員ももっと頻繁に相手国を訪問すべきである。

6.69. インドのホテルの宿泊料金が高額であることを考慮すれば、日本からの訪問者にホームステイをアレンジすることで、インドが魅力的な訪問先になる可能性がある。ホームステイはまた人の関係を向上させ、相互文化理解を深め、それがさらに観光業を刺激する。日本は、社会活動を行うために、また、インドの村で職業訓練を実施するために、ボランティアとして学生グループを派遣することも考慮する可能性がある。これらの活動は6ヶ月から1年と期間に幅があり、対象となったコミュニティで醸成された友好は深く、また長く続く。インドも同様に日印の若者の交流を促進すべく、イニシアティブを検討する可能性がある。

6.70. 日本には映画のシーンを撮影する素晴らしい場所があり、また、技術的なノウハウもある。しかしながら、莫大なコストがかかるため、インドの映画業界は映画撮影地として日本を避けざるを得ない。両国の娯楽業界が互いに協力することで、日本におけるインド映画の撮影、公開が容易になるであろうし、逆も同様である。日本でインド映画が人気であることを考えると、そのような戦略はインド映画の需要をさらに高めるであろう。両国のテレビ・ラジオ放送局がそれぞれ相手国の娯楽業界を活性化するために協力することも可能であろう。これは両国のメディア・グループのさらなる融合を促進する可能性もある。

6.71. 日印両国は公的会計や工業統計の編集においても協力することができる。両国は共同でITと統計システムの統合についてキャパシティ・ビルディングの枠組みを作り上げることができる。

(勧告)

6.72. JSGは日印両国が政治及び民間レベルにおける交流を促すべく積極的に努力することを提案する。また、映画業界を含めたマスメディア間の協力のさらなる拡大が両国関係を緊密化し、相互理解を深めるであろう。

多国間フォーラムにおける協力

W T O

6.73. インドはW T Oのみならず、G A T Tの原加盟国である。日本は1955年にG A T Tに加盟し、W T Oの原加盟国でもある。インド及び日本の両国は、ジュネーブにおいて、また首都レベルにおいて、緊密な協力関係を維持してきた。W T Oでの両国の協力関係は、貿易及び投資を促進する地域的プロセスに加え、自由、公正かつ公平な多国間貿易体制への強いコミットメントによって支えられている。インド及び日本は、ドーハ閣僚会議に基づく貿易交渉（ドーハ・ラウンド）での成果（W T O一般理事会の「7月枠組合意」及び香港閣僚宣言で詳細化された）にコミットしている。インド及び日本は、途上国のニーズ及び関心を十分に考慮しつつ、ドーハ・ラウンドにおける開発促進の要素の重要性を認識している。現在進行中のW T O交渉における日本及びインド間の交渉は、環境やT R I P Sに関連する問題のみならず、農業、非農産品市場アクセス（N A M A）、サービス、貿易円滑化、ルール、特別かつ更なる待遇及び実施問題を包含している。

6.74. インド及び日本はそれぞれに貿易上の利害とセンシティブティを持つことから、特定の問題については異なる立場を取る一方、現在進行中のW T O交渉において、インドには日本と利害を同じくする分野がいくつかある。農業分野では、インドはG 2 0及びG 3 3諸国との広範な連合を築く一方、日本を含むG 1 0等、他のグループ諸国とのチャンネルもオープンにしている。他方、日本は、先進国及び純食料輸入国としての観点から、G 1 0の立場の形成を主導している。しかし、農業交渉では異なる立場を取りつつも、インド及び日本の両国は、必要な政策改革を行う際、加盟国に十分な柔軟性を与えるため、特別品目及び特別セーフガード措置等の政策手段に関する規律が、食料安全保障、生存保障、途上国における農村地域開発の必要性に対処する必要があるという見方及びセンシティブ品目に関する規律は、過度に制限的であってはならないという見方を共有している。N A M Aにおいて、日本は、真の市場アクセス機会の改善がドーハ・ラウンドの開発目標に最も資するとの立場を取っている。インドは、意見を同じくする国々と協働し、途上国の特別なニーズ及び利害について対処している。インド及び日本の両国は、ラウンドの開発目標に寄与し得るモダリティを確立することにコミットしている。サービス交渉において、同交渉活性化について日印間で協力できる潜在性がある。ルールの交渉において、ダンピング防止措置の濫用を避けるための相互協力を行うという見通しがある。インド及び日本は、交渉の異なる段階でバランスの取れた結果を導くため、全ての交渉を行う際、様々な形で積極的な役割を果たしている。

6.75. 開発目標の重要性は、香港閣僚宣言のみならず、ドーハ宣言及び枠組み合意でも強調されている。インドと日本は同目標を達成するために作業を行い、香港において閣僚レベルで合意されたように、2006年末までに現行の交渉を妥結すべきである。

(勧告)

6.76. JSGは、日印両国が相互の利益及びセンシティブティを認識しつつ、貿易の自由化を促進し、且つ経済成長を促すため、より一層関係を深めていくべきであることを勧告する。

EAS

6.77. 過去10年間、東アジアは、地域の繁栄、安定及び調和を促進するため、将来東アジア共同体を構築する観点から、多様な地域協力を推し進めてきた。インドもこうした流れに次第に加わるようになり、現在では、インドの貢献が同地域に不可欠なものとなっている。

6.78. 日本は、インドが東アジア地域における平和と繁栄の促進にコミットしてきたことを常に歓迎してきた。この点につき、日本は、インドの東アジアサミットへの参加を支持しており、インドが地域協力のために行ってきた建設的なインプットを十分に認識している。インド及び日本の両国は、2005年12月にクアラルンプールで開催された第1回東アジアサミットを成功させるため、共同の取り組みを行った。特に、EASが東アジア地域における共同体の形成に重要な役割を果たし得る点、また、EASのメンバー国がグローバルな規範を強化し、広くルールを認識すべきである点につき、参加国のコンセンサスを得るために協働した。

6.79. EASメンバー国の主要任務は、EASが東アジアにおける共同体形成の手段であることを実証することである。同目標を達成するための必須条件は、EASのメンバーである16カ国が、エネルギー、環境、テロリズム、海賊及び感染症等、同地域が直面している共通の課題に取り組む上で、協力を行うことである。

6.80. インドと日本は、人、モノ、サービス及びアイデアが容易に国境を越えることのできるダイナミックで開かれた包括的な経済をアジア地域で実現し、且つアジア各国にまたがる「一大経済圏」(one economic space)を創設するために協働することで合意している。アジア全域に亘る協力体制を築く上で、2005年12月にクアラルンプールで開催された第1回東アジアサミットは重要なイニシアティブとなった。共通の繁栄、平和及び発展を目指し、EASが同地域において経済関係を強化する上で有効なフォーラムとなるため、インド及び日本は将来のEAS会合での自国の立場を調整することで合意している。

6.81. インドは現在、インフラ整備に要する資金調達手段を多様化させるため、国内債券市場の改革に取り組んでいる。こうした背景に基づき、日本は、自国の証券市場を改善した経験、及び、アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)の進展に関する情報をインドと共有することを検討しうる。両国は、東アジア地域における金融協力の分野に

関する情報の共有、及び、意見交換の重要性を認識している。

(勧告)

6.82. JSGは、インドと日本が、ASEAN諸国を含めた他のメンバー国が、可能な際にはいつでもEASに参加し、協力関係を推進することによって、EASをより実質的なものとするための諸政策を、今後とも緊密に調整していくことを勧告する。

S A A R C

6.83. 南アジア地域協力連合(SAARC)の第13回閣僚会議が2005年11月12日から13日までバングラデシュのダッカで開催され、日本がオブザーバーとして参加することが原則認められた。日本は、SAARCが、全体としてのアジアを構成する上で不可欠となる南アジアにおける地域の安定及び発展に貢献し得るとの理解に基づき、日本-SAARC特別基金を通してSAARCの活動を支えてきた。SAARCが日本のオブザーバーとしての立場を認める一方、日本は、オブザーバー参加を通してSAARCとの関係を強化することに尽力してきた。

(勧告)

6.84. JSGは、日本及びインドが、日本とSAARCとの協力関係をより一層強化するとの観点から、緊密な協議及び調整を相互に行っていくことを勧告する。

第7章：将来の経済パートナーシップのための枠組

序論

7.1. JSGは、日印の二国間経済関係の現状、その将来の潜在性を評価するために詳細かつ有意義な議論を行った。研究会は、過去に言及された障壁、二国間経済関係の改善された枠組構築に資する実現可能な措置についても研究した。この章では、日印EPA/CEPAの可能性、同協定の構成内容について分析する。

7.2. 日印貿易総額は、2002年から増加傾向にあり、2005年は約68億ドルになっているものの、お互いの経済力、潜在性に見合ったものになっていない。日本は、インドの輸出相手国として第10位（シェア2.5%）、輸入相手国として第10位（2.8%）、またインドは、日本の輸出相手国として第26位（0.6%）、輸入相手国として第28位（0.6%）である。2005年の他の比較可能な主要経済国間の貿易を見れば、日中が1894億ドル、印米が200億ドルであり、日印貿易を更に拡大させる余地は充分にある。

7.3. 1991年以降、日本の対印累積投資額は約20.1億ドルになり、日本は対印直接投資額では第3位になっている。しかし、インドの投資先としての潜在性と日本の経済規模を鑑みれば、この状況もまた満足のいくものではない。

7.4. JSGの協議のなかで、日本とインドが、両国の農業、貿易、工業における補完性、経済発展のレベル、アジア経済統合の共通のビジョン、文化及び歴史的関係等に由来する経済協力の大きな潜在性があることが留意された。日印経済は、要素賦存、潜在能力、人口的プロフィール、集中、特化の観点から、高い補完性がある。インドの費用効果の高い人的資源は、日本の労働力不足、賃金上昇を補うものである。日本のITハードウェアにおける強いキャパシティは、インドの強いソフトウェアによって補完される。インドの、医薬品産業、バイオテクノロジー、自動車部品のキャパシティは、日本の重工業、自動車、機械・化学産業を効果的に補完する。インドのインフラ分野には満たされていない実質的需要がある一方で、日本はインフラ分野において高い技術と充分活用されていない供給側のキャパシティがある。インドは農業分野で充分に進歩しており、現在、農業分野における貿易黒字は25億ドルを超えている。日本は必要な食料の50%以上を輸入している。このように、両国には自然な

補完性がこの部門にはある。インドには、インフラ開発分野だけで、1500億ドル以上の直接投資を吸収する潜在性がある。両国の活発な企業家階層は、日印両国間の貿易、投資、技術移転促進のために鍵となる存在である。インドの巨大な市場と技術力のある人的資源は、豊富な資金を有する日本経済の海外直接投資にとって、豊かな基盤を提供することができる。

7.5. これまでの章におけるJSGの主要な研究結果は以下のように要約される。

モノの貿易

7.6. 日印間のモノの貿易は、インドにおける貿易自由化と日本の経済回復にも関わらず、近年停滞している。JSGは、両国経済の補完性と二国間貿易が狭い範囲の品目に極めて集中していることを鑑みれば、モノの貿易が拡大する潜在性は非常に高いものと確信している。

7.7. 関税問題について、JSGは、インドの相対的に高い平均関税率と、日本の相対的に高いタリフピークに留意し、また、WTO条項に整合的な関税削減とあり得べき関税撤廃が、両国の市場アクセス機会を増加すること、両国のセンシティブティを尊重しつつ、現実的かつ柔軟なアプローチが取られるべきであることを提案した。

7.8. 農林水産物に関し、日本側は、食料安全保障、多面的機能、持続可能な資源管理を考慮する必要性について言及した。インド側は、インドが比較優位を有する農産物及び食料品のための市場アクセス拡大に強い関心を示した。JSGは、双方向で農産物の輸出の機会があることを留意した。

7.9. JSGは、既に言及した潜在性を実現するために、日印両国が以下のことを実施することが可能と考える。

- (a) 税関協力促進のためのメカニズムの設置
- (b) インドの検疫調査機関(EIC)のより積極的な活用の可能性検討
- (c) 促進的活動をさらに拡大するための方法の模索
- (d) SPS関連事項に係る現行のメカニズムの改善又はその新たなメカニズムでの代替の可能性について、合理的な期間内に設置される共同協議グループで模索
- (e) 幾つかの分野特有事項の解決策の発見

サービス貿易

7.10. サービス分野は日印経済双方にとって重要な部分である。同分野は、インドではGDPの50%以上、日本の3分の2以上を占める。サービス貿易は、サービス分野のみならず、両国の第1次・第2次産品分野にも恩恵をもたらす。サービス貿易の拡大は、日印両国の生活水準、国際競争力の改善にも貢献する。

7.11. 日印間のサービス貿易の巨大な潜在性を鑑みれば、両政府はサービス貿易の障壁を除去するための実質的措置を講ずる必要がある。この観点から、JSGは、将来の議論は以下の幅広い4つの原理を尊重することを勧告した。

- (a)全てのサービス分野、GATSにおける全ての供給モードがカバーされるべき
- (b)両国のコミットメントは幅広いサービス分野がカバーされるべき（水平的、分野的双方）
- (c)特に、ソフトウェア・IT関連、金融、通信、建築、運輸分野の各サービスに重点が置かれるべき。
- (d)サービス自由化はお互いの経済の競争力を高めるためにデザインされるべき。

7.12. JSGは、特に、IT分野におけるサービス、建築、エンジニア及び建設サービス、エンターテイメント及びヘルスケアサービス、金融サービス、海運サービス、観光及び旅行関連サービス、自然人の移動に関連する事項について、カバーした。

投資

7.13. 投資は、生産性を改善し、成長と雇用を向上させるために重要である。海外直接投資は、国内貯蓄と資本形成のギャップを埋め、また、技術改善の促進と国際的なベストプラクティスの導入にも資する。二国間の投資による経済協力も最近発展し始めている。

7.14. JSGは、インフラ、製造業、サービス分野を含む経済活動のほぼあらゆる分野において、インドで巨大な投資機会があることを留意した。例えば、電力、通信、道路、港湾等のインフラは急速に成長しており、資本集約的である。インフラだけで、今後5年間で1500億ドルの投資を吸収することが可能と予測されている。

7.15. 日印間の投資を奨励かつ促進するために、JSGは、政府、ビジネ

ス及び産業の機関ベースでの交流、外国投資の法規則の情報交換、インフラ分野における投資及び技術協力のための分野別協力措置、共同投資促進メカニズムの設置等の措置を勧告する。JSGは、内国民待遇、透明性、促進、円滑化、投資保護及び紛争解決、その他の事項など幅広い事項を扱うべく、投資協定の締結が検討されるべきである。

経済パートナーシップ促進のための日本のODAの役割

7.16. 日本は、インドの持続的な経済発展のために二国間経済支援を拡大している。現在、日本はインドの最大の二国間ODAパートナーである。日本のインドへの支援はインドに高く評価されている。

7.17. インドは、持続的な成長のため、物質的及び社会的インフラ分野に巨額の投資を必要としている。インドより、巨大なインフラ需要を満たすために、バイアビリティ・ギャップ・ファンディングを含む官民パートナーシップの新しい概念が提案された。

7.18. より良い開発協力のために、JSGは次の事項を提案する。

- (i) ODAはインフラ改善を通じて海外直接投資を促進するために活用される。
- (ii) マネージメント及び技術について日本からインドへのベストプラクティスの導入を促進する一方で、日本とインドがプロジェクト選択に一層適応していくことが期待される。日本のODAにより支援されたデリーメトロが、ベストプラクティスの最も良い例として引用される。
- (iii) 人的交流の拡大と相互理解の改善は、二国間で促進されるべき分野の一つである。
- (iv) 効果的かつ効率的プロジェクトの実施のため、必要に応じた資金・技術協力の組み合わせが活用されることが勧告される。

経済協力のその他の分野

7.19. 貿易と投資の拡大は、幅広い可能な分野で二国間協力を実施していくことによって、更に促進される。JSGは、多くの分野において、二国間協力の補完性と機会があることを留意した。それには、日本の製造業技術とインドのICT分野におけるソフトウェア専門技術の組み合わせ、日本の技術及び資金とインドの巨大なインフラ及びエネルギー需要等が含まれる。人と人の交流は、二国間の経済関係を強化するための基礎を提供するものとして、促進されるべきである。

7.20. この観点から、JSGは、両政府が、幅広い分野にわたって二国間協力を強化するためのあらゆる可能な措置を研究することを勧告する。

想定されるEPA/CEPAの枠組、考えられる範囲

7.21. これらの要素を鑑み、JSGは、両国の経済関係にとって適切な枠組はEPA/CEPAであるとの結論に至った。EPA/CEPAにおけるモノの貿易の自由化は、両国経済間の貿易フローを改善し、産業間と産業内の貿易をさらに促進する。サービス貿易の自由化を通じて達成される可能性のあるサービス分野の効率性は、日印の更なる経済成長のためにも重要である。二国間の投資フローを更に加速するためにも、両国は、外国投資への制度的な障壁を除去することによって、投資環境が改善されることを要請される。EPA/CEPAは、さらに大きな地域経済統合のための基盤としても効果的である。

7.22. EPA/CEPAは、単独のFTAよりも更に幅広い、モノ・サービスの貿易自由化、投資、経済協力、相互利益のためのその他の分野の協力を含み、二国間経済関係の全ての分野を対象とする制度的な調整の枠組として定義されるべきである。

7.23. 日印EPA/CEPAは、本質的にパートナー経済の補完性にかかっている。多くの分野での相乗効果と同様に、両国の経済的な強さと資源の相違は、両国の経済が相互に補完することを通じて莫大な機会と希望を提供する。
勧告

7.24. 上記考慮を踏まえ、JSGは、日印両政府が、EPA/CEPAを合理的な期間内に作り上げるための政府間交渉を開始することを勧告する。EPA/CEPAはWTO条項に整合的である必要があるとともに、センシティブ分野に対する現実的かつ柔軟な取り扱いがなされるべきである。

7.25. JSGは日印EPA/CEPAのための交渉が、以下に限定はされないが、次の分野を含むことを勧告する。

- (a)モノの貿易
- (b)サービス貿易
- (c)貿易促進措置
- (d)投資フローの促進、円滑化、自由化
- (e)特定分野における経済交流の促進措置
- (f)日印間の包括的経済パートナーシップのためのその他の分野

7.26. JSGは、提案されたEPA/CEPAが、特別に構成された共同タスク・フォース、または双方が合意した適切なメカニズムにより実施され、これらは両国の政府関係者によって構成される。共同タスク・フォースは、必要に応じて、ビジネス・コミュニティの代表に相談することができる。この共同タスクフォースは、両国政府によって採用されるためのEPA/CEPAの構成要素について詳細な勧告をもたらす。